

# 入札契約制度関係資料

令和5年度

寒川町企画部財政課

## 目 次

寒川町の入札・契約制度	1
寒川町契約規則	7
寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	34
寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則	35
入札・契約制度検討委員会設置要綱	37
寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程	39
寒川町優良建設工事表彰要綱	43
寒川町優良建設工事表彰要綱取扱要領	46
優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領	48
寒川町公共工事低入札価格調査委員会設置要綱	49
寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準	50
寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準の運用について	52
寒川町公共工事最低制限価格取扱基準	54
寒川町地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領	56
寒川町条件付き一般競争入札取扱基準	60
寒川町条件付き一般競争入札取扱基準の運用措置	63
一般委託・物品の入札制度	65
寒川町意向確認型指名競争入札取扱基準	66
指名停止に関する取扱い基準	68
寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準	74
寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準の運用措置	75
寒川町工事請負監督及び検査実施規程検討委員会要綱	77
寒川町工事等検査規程	79
寒川町少額工事等検査要領	84
寒川町工事監督規程	86
寒川町競争入札参加資格者実態調査要綱	90
寒川町工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル	95

## 寒川町の入札・契約制度（令和5年4月1日）

### [入札・契約制度の基本的な考え方]

本町の入札制度については、透明性・競争性・公平性の向上を図り、不正を排除し、町内業者の健全な育成に資することができる制度を目指しています。

#### 1 電子入札

電子入札については、次のとおり実施しています。

- |     |      |               |
|-----|------|---------------|
| (1) | 工 事  | 130万円を超える入札案件 |
| (2) | コンサル | 50万円を超える入札案件  |
| (3) | 一般委託 | 50万円を超える入札案件  |
| (4) | 物 品  | 250万円以上の入札案件  |

#### 2 条件付き一般競争入札

条件付き一般競争入札については、次のとおり実施しています。

- |     |      |                    |
|-----|------|--------------------|
| (1) | 工 事  | 130万円を超える入札案件      |
| (2) | コンサル | 50万円を超える入札案件       |
| (3) | 一般委託 | 100万円以上の入札案件（一部実施） |
| (4) | 物 品  | 700万円以上の入札案件（一部実施） |

ただし、緊急を要するもの及び契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないと認めた場合は除きます。

<参加資格> 次の全ての条件に該当する者。

#### [基本となる参加資格]

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 本町の指名競争入札参加者として登録されている者。
- ウ 本町の指名停止に関する取扱い基準に基づき指名停止（保留）処分を受けていない者。

#### [個別の工事における参加資格]

- ア 本店、営業所の所在地による地域的条件に該当する者。
- イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査総合評定値に主観点数を加えた総合得点が、町が求める数値に該当する者。
- ウ 当該工事に配置する技術者等を確保できる者。
- エ 当該工事と同程度の工事实績がある者。

### 3 入札回数

入札回数は2回を限度とし、2回で落札しないときは不調とします。また、工事については1回目の入札の際、内訳書の提出が必要です。

### 4 地域要件

工事発注の区域区分は次のとおりです。

1	町内に本店を有する業者
2	第1区域及び茅ヶ崎市、藤沢市に本店又は委任先を有する業者
3	第2区域及び海老名市、厚木市、平塚市に本店又は委任先を有する業者
4	県内に本店又は委任先を有する業者
5	町に登録がある業者

### 5 主観点数及び等級格付け

工事の適正な履行確保を図ることや事業者の技術力の向上を図るため、工事評価や社会貢献度などの企業の経営努力・姿勢を考慮し、平成21年度の入札参加登録時から経営事項審査総合評定値に加え、寒川町独自の主観点数を導入しています。

(1) 主観点数については、次のとおり定めています。

#### ア 工事成績評定点

配点：△20～35点

期間：平成28年度～令和2年度の過去5年間

対象：工種ごとの工事成績平均評定点に応じて配点

#### イ 優良工事表彰歴

配点：3点又は5点

期間：平成28年度～令和2年度の過去5年間

対象：寒川町優良工事表彰状又は感謝状を受賞した工事を対象に、工種ごとに配点。ただし、同一工種で複数表彰については加算しない。

ウ 寒川町への貢献度

配点：5点

対象：寒川町と災害時応援協定等の締結をしている業者のすべての申請工種に配点

(2) 等級格付については、経営事項審査総合評定値に主観点数を加えた総合得点により次のとおり定めています。

等級	格付点数
A	1,100点以上
B	730点以上～1,100点未満
C	650点以上～730点未満
D	650点未満

(3) 等級別の入札参加範囲を工事予定金額ごとに原則として次のとおり定めます。

等級	土木工事	建築工事	電気・管・舗装工事
A	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B	1億3,000万円未満	3億円未満	1億3,000万円未満
C	5,000万円未満	6,000万円未満	6,000万円未満
D	3,000万円未満	4,000万円未満	4,000万円未満

6 発注予定情報の公表

予定金額が250万円を超える公共工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、行為を秘密にする必要があるものを除きます。）の発注見通しを、情報公開コーナー及び町ホームページ上で公表しています。

(1) 公表内容

ア 工事の名称、場所、期間、種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札予定時期（随意契約を行う場合は、契約を締結する時期）

(2) 公表時期

4月及び10月（4月の情報に修正を加えたもの）

7 最低制限価格及び低入札価格調査制度

(1) 最低制限価格制度

予定価格130万円を超える工事入札及び予定価格500万円以上の工事系コンサルの入札については、最低制限価格を設定します。

（予定価格3,000万円以上の工事入札については、最低制限価格を設定しない場合もあります。）

(2) 低入札価格調査制度

予定価格3,000万円以上で最低制限価格を設定していない工事入札については、調査基準価格を設定し、それを下回る入札の場合入札結果を保留し、調査のうえ落札者を決定します。

8 設計図書の配布方法

入札の電子化が進む昨今の状況を踏まえ、町では全ての設計書類の電子化を目指し、設計図書の配布については次の方法を状況に応じて実施しています。

(1) 設計図書を寒川町ホームページ上からダウンロードできるようにする

(2) CD等に情報を写し、お持ちになった空のCD等と交換する

(3) 紙での販売

9 事前審査の軽減及び事後審査の導入

条件付き一般競争入札においては、事前審査書類を軽減し、事後審査の導入を図っています。

10 価格等の公表

次に掲げる事項について、本庁舎2階財政課掲示場所及びかながわ電子入札共同システム上に、入札後に公表します。

○工事：予定価格、入札業者、入札額、落札業者、落札額等

○コンサル（工事系）、一般委託（一部）及び物品（一部）

：入札業者、入札額、落札業者、落札額等

また、工事については契約状況等について、契約終了後に情報公開コーナーで公開します。

### 1 1 工事請負契約書に添付するもの

工事請負契約書には次のものを添付していただきます。

#### ア 工事請負契約約款

イ 設計書、図面等（災害等による緊急工事は除きます。）

ウ リサイクル法に基づく解体工事に要する費用を標記したもの（対象となる工事のみ）

\*設計書は下位内訳書まで、図面が多い時は目録を作成し、各ページに割印をして添付してください。

### 1 2 CORINSへの登録

契約額500万円以上の工事については、CORINSへ登録し、工事カルテ受領書のコピーを工事担当課へ提出していただきます。

### 1 3 工事現場代理人及び主任技術者

(1) 確認のため、次のものを契約の際に提出していただきます。

#### ア 資格者証の写

イ 監理技術者資格者証など、正式な社員である旨の確認がとれるもの

(2) 1人の手持ち工事件数は、次のとおりとします。

主任技術者は1人が3件迄、総額8千万円未満とします。

現場代理人は常駐とします。（ただし、町が指定する4,000万円未満の工事については、常駐緩和基準を設けています。）

なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条第1項に基づき、工事1件の請負代金の額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の主任技術者（監理技術者）については、専任の者とします。

### 1 4 前金払・中間前金払

契約金額が130万円を超える工事は、申請により前金払を受けることができます。前金払の金額は契約金額の40%以内です。ただし、契約金額が2億5,000万円を超える場合は、その限度額を1億円とする場合があります。

また、前金払を受けた工事が、地方自治法施行規則附則第3条第3項の要件をすべて満たす場合に、その前金払の金額に追加して契約金額の20%以内の中間前金払を申請により受けることができます。ただし、申請にあたっては、要件を満たしていることについて町の認定が必要です。

また、契約金額が50万円を超える工事に係る委託（設計・調査・測量）は、申請により前金払を受けることができます。前金払の金額は契約額の30%以内です。

## 1 5 工事検査

寒川町工事等検査規程に基づき、次の検査を実施します。

完成検査（必要により、出来形検査・中間検査・抜き打ち検査）

また、契約金額が130万円を超える請負工事については、評定点数等を通知しています。

## 1 6 不正行為防止対策

### (1) 談合防止策

現場説明会は廃止し、説明書、質問書等により対応します。

### (2) 不正行為を行った業者に対するペナルティーの取扱い

指名停止に関する取扱い基準に従い、必要な処置を講じています。

### (3) 不正行為等に対する措置

本町の発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知します。

また、本町の発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者が次に掲げる事項に該当すると疑いに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知します。

ア 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当するとき。

イ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第1項もしくは第2項、同条第3項の規程により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したとき。

## 1 7 暴力団の排除

寒川町では暴力団排除条例を平成24年1月1日に制定し、契約事務においても暴力団の排除について定めています。条例に該当した場合は、指名停止等により、入札に参加することができません。また、契約締結後に該当することが判明した場合は、契約を解除します。

## 1 8 共同企業体制度の取扱い

(1) 共同企業体による対象工事は、原則として次のとおりです。

- ①土木工事 3億円以上
- ②建築工事（電気、機械設備含む） 5億円以上

(2) 共同企業体の組合せ、構成員数

組合せ、構成員数は、その都度決定します。



○寒川町契約規則

昭和50年8月7日

規則第5号

改正 昭和51年7月8日規則第6号

昭和56年3月31日規則第7号

昭和57年9月30日規則第16号

昭和58年7月1日規則第12号

昭和59年3月31日規則第25号

昭和62年4月1日規則第5号

昭和63年3月31日規則第8号

昭和64年1月7日規則第1号

平成6年6月20日規則第12号

平成8年3月19日規則第5号

平成8年12月25日規則第26号

平成12年3月27日規則第5号

平成14年4月1日規則第16号

平成15年3月20日規則第8号

平成19年9月27日規則第27号

平成20年8月28日規則第19号

平成23年2月28日規則第2号

平成26年3月31日規則第12号

平成27年2月18日規則第5号

平成28年8月25日規則第16号

令和2年3月25日規則第7号

令和3年11月8日規則第26号

注 昭和56年3月から改正経過を注記した。

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 売買、貸借、請負その他の契約については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約 町を当事者の一方とする売買、貸借、請負その他の契約をいう。
- (2) 契約担当者 町長及び契約の締結に関し委任を受けた者をいう。
- (3) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。
- (4) 入札者 契約者となるために入札をする者をいう。
- (5) 政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (6) かながわ電子入札共同システム 神奈川県内の地方公共団体が共同して、競争入札参加資格認定、入札業務等を電子情報処理組織(町の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)によつて処理する情報処理システムをいう。
- (7) 電子入札システム かながわ電子入札共同システムのうち、町が行う入札に関する事務を処理する情報処理システムをいう。
- (8) 電子入札案件 電子入札システムにより処理することとされた契約案件をいう。
- (9) 財産売却システム 電気通信回線を利用して公有財産及び物品の売り払いに関する事務を処理する情報処理システムをいう。

(10) 財産売却システム案件 財産売却システムにより処理することとされた契約案件をいう。

(11) システム入札案件 電子入札案件及び財産売却システム案件をいう。

(平28規則16・一部改正)

## 第2章 契約の方法

(一般競争入札参加者の資格)

第3条 町長は、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める必要があると認めるときは、資格基準並びに一般競争入札に参加する資格を有する者の名簿への登録申請の時期及び方法を定め、町広報若しくは新聞に掲げる方法又は掲示その他の方法により公告しなければならない。

(昭57規則16・一部改正)

(資格審査及び名簿への登録)

第4条 町長は、前条の公告により登録の申請があつたときは、申請者の資格の審査を行い、資格を有すると認められた者の名簿を作成しなければならない。

2 前項の規定により資格を審査したときは、申請者にその結果を通知しなければならない。

(一般競争入札参加者の資格制限)

第5条 契約担当者は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に参加しようとする者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(平20規則18・一部改正)

(入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日(システム入札案件にあつては、入札期間の末日)の10日(急を要するときは5日)前までに町広報若しくは新聞に掲げる方法又は掲示その他の方法により公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に関する事項
- (2) 契約条項を示す日時及び場所
- (3) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (4) 入札の日時(システム入札案件にあつては、入札期間)及び場所
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 入札保証金(政令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金をいう。

以下同じ。)に関する事項

- (7) 最低制限価格に関する事項
- (8) 政令第167条の6第2項に規定する事項
- (9) システム入札案件にあつては、その旨
- (10) 前各号のほか、必要と認める事項

(平28規則16・一部改正)

(入札保証金)

第7条 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、財産売却システム案件にあつては、予定価格の100分の10以上の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札者が、過去5年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、

かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 指名競争入札において、落札者が契約の締結をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

(平27規則5・平28規則16・一部改正)

(入札保証金の納付)

第8条 入札者は、前条の入札保証金を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第9条 契約担当者は、第7条第2項第1号の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第10条 第7条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債(利付き国債に限る。)又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他の政府保証のある債券
- (3) 銀行その他の確実と認める金融機関(以下「銀行」という。)が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証
- (5) 財産売却システム案件にあつては、財産売却システムを管理する事業者の保証
- (6) その他町長が確実と認める有価証券

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第5号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

(平8規則5・平27規則5・平28規則16・一部改正)

(担保提供の際の留意事項)

第11条 前条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(平27規則5・平28規則16・一部改正)

(予定価格の作成)

第12条 一般競争入札に付する事項の価格を、あらかじめ当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格(最低制限価格を設ける必要がある入札については、その予定価格及び最低制限価格)を記載した書面(第1号様式)を封かんして開札場所におかななければならない。ただし、入札システム案件にあつては、それぞれの情報処理システムに予定価格を登録することをもつて、これに代えることができる。

2 町長は、前項ただし書の規定により電子入札システムに予定価格を登録した場合にあつては、正当な権限を有する者以外の者が当該予定価格を認知できないよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、第1項ただし書の規定により財産売却システムに予定価格を登録した場合にあつては、開札前に予定価格を公表することができる。

(昭59規則25・平28規則16・一部改正)

(予定価格の決定方法)

第13条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもつて定めることが不利又は不適當と認められた契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の設定)

第14条 政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付することができる契約は、予定価格が1,300,000円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

2 前項に規定するもののほか、最低制限価格については、別に定めるところによる。

(昭57規則16・平14規則16・平19規則27・平27規則5・一部改正)

(入札の方法)

第15条 一般競争入札(システム入札案件を除く。)に参加しようとする者は、入札書を入札の公告において定められた日時、場所及び方法に従い、契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の入札書は、同一事項の入札について1人1通とする。

3 電子入札案件に参加しようとする者は、別に定めるところにより、入札金額その他別に定める情報を電子入札システムに登録しなければならない。

4 前項に規定する情報は、電子入札システムに登録された時に町長に到達したものとみなす。

5 財産売却システム案件に参加しようとする者は、別に定めるところにより、入札金額その他別に定める情報を財産売却システムに登録しなければならない。

6 前項に規定する情報は、財産売却システムに登録された時に町長に到達したものとみなす。

7 代理人をもつて入札しようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。

8 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。

9 契約担当者は、第1項の規定により提出された入札書を受領したときは、その日時を記入し、押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない。

10 契約担当者は、入札公告において示した日時及び場所で第1項の規定により入札書を提出した入札参加者をして契約条項その他関係書類及び現場等を熟知させるとともに入札保証金納付証明書を提出させなければならない。

(平28規則16・一部改正)

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 郵便により送付された入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- (4) 前条第3項又は第5項に規定する情報が入札期間内に電子入札システム又は財産売却システムに登録されないもの
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者のした入札
- (8) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの
- (9) 談合して行つた者の入札
- (10) 電子入札案件において前条第3項に規定する方法によらないとき。
- (11) 財産売却システム案件において前条第5項に規定する方法によらないとき。
- (12) 前各号のほか、契約担当者が特に指定した事項に違反したもの

(平27規則5・平28規則16・一部改正)

(入札無効の理由明示)

第17条 入札を無効とする場合においては、政令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会つた入札者及びシステム入札案件に参加した者に対し、その面前(システム入札案件にあつては、別に定める方法)で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(平28規則16・一部改正)



(入札書の引換え等の禁止)

第18条 入札者は、既に提出した入札書(入札システム案件にあつては、第15条第3項又は第5項の規定により登録された情報)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(平28規則16・一部改正)

(入札の延期等)

第19条 契約担当者は、天災地変その他やむをえない理由があるとき、又は入札者が談合し、若しくは入札を拒み、適正な入札の執行ができないと認めるときは、入札を延期又は中止することができる。

(平27規則5・一部改正)

(再度入札)

第20条 政令第167条の8第4項の規定による再度入札は、1回とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、初度の入札に対する入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもつて再度の入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(平6規則12・平27規則5・一部改正)

(落札者の決定)

第21条 売却及び貸付の場合は、予定価格以上の最高価格の入札者をもつて落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもつて落札者とする。

3 前項の規定にかかわらず、政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格と最低制限価格との間の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。

4 政令第167条の10第1項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者と決定するときは、契約担当者が理由を付して、町長の決裁を受けなければならない。

(落札の通知)

第22条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

2 前項の通知をするときは、落札者以外の入札者に対しても適当な方法により落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

(落札の無効)

第23条 落札者が、前条の落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延期することができる。

(平8規則5・一部改正)

(入札保証金の還付等)

第24条 入札保証金及びこれに代わる担保は、開札終了後又は入札が中止され、若しくは取り消された場合に還付し、又は返還する。ただし、落札者の入札保証金及びこれに代わる担保は、契約締結後に還付し、又は返還する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金及びこれに代わる担保は、当該落札者の申出により契約保証金(政令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金をいう。以下同じ。)の全部又は一部に充当し、又は契約保証金に代わる担保に転用することができる。

3 前2項の規定により入札保証金を還付し、又は充当する場合には、利子を付さない。

(平27規則5・平28規則16・一部改正)

(入札経過調書等)

第25条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(第2号様式。システム入札案件にあつては、当該入札経過調書に記載すべ

き事項を記録した電磁的記録)又は入札結果を記録した書面を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類(システム入札案件にあつては、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録)とともに保存しなければならない。

(平27規則5・平28規則16・一部改正)

(せり売り)

第26条 契約担当者はせり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

(指名競争入札に参加することのできる者の資格審査及び名簿への登録)

第27条 第3条及び第4条の規定は、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に準用する。

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が第3条の一般競争入札に参加する者に必要な資格と同一である場合には、前項において準用する第4条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録は行わず、同条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録をもつてこれに代えることができる。

(平28規則16・一部改正)

(入札者の指名)

第28条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の名簿に登録された者の中から、契約の履行が誠実かつ確実と認められる者を特別の事情がない限り3者以上指名しなければならない。

(平27規則5・一部改正)

(入札事項の通知)

第29条 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者に対して、入札期日(電子入札案件にあつては、入札期間の末日)の少なくとも5日前に第6条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平28規則16・一部改正)

(一般競争入札に関する規定の準用)

第30条 第7条から第25条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第30条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(昭57規則16・追加)

第31条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第12条第1項本文の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (3) 見積書を徴すことのできない特別の理由があるとき。
- (4) 前3号のほか、見積書を必要としないものと認められているとき。

(昭57規則16・平27規則5・平28規則16・一部改正)

### 第3章 契約の締結

(契約書の作成)

第32条 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約の履行期限
- (4) 契約保証金額
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約の解除条件
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

(平23規則2・令2規則7・一部改正)

(仮契約)

第33条 契約担当者は、議会の議決を必要とする契約を締結しようとするときは、議会の議決を経たときに本契約が成立する旨の文言を附加した仮契約書により、前条に準じて仮契約を締結しなければならない。

2 契約担当者は、仮契約にかかる事項について、議会の議決を経たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約書作成の省略)

第34条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略するこ

とができる。

- (1) 随意契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国、他の地方公共団体その他の公法人与契約するとき。
- (5) 財産売却システム案件であつて、契約金額が50万円以下の契約をするとき。

2 契約担当者は、前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、必要と認めるときは、契約の適正な履行を確保するために請書その他これに準ずる書類を契約者から提出させなければならない。

(昭59規則25・平28規則16・一部改正)

(契約保証金)

第35条 契約保証金の額は、契約金額(財産売却システム案件にあつては予定価格)の100分の10以上の額とする。

(平8規則5・旧第36条繰上、平28規則16・一部改正)

(契約保証金の免除)

第36条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去5年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結するとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

(昭59規則25・一部改正、平8規則5・旧第37条繰上・一部改正、平27規則5・一部改正)

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 前条の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債(利付き国債に限る。)又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他の政府保証のある債券
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (5) 財産売却システムを管理する事業者の保証(財産売却システム案件に限る。)
- (6) その他町長が確実と認める有価証券

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第5号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

(平27規則5・追加、平28規則16・一部改正)

(契約保証金の還付)

第37条 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行したことを確認し、又は検査した後、当該契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて還付するものとする。ただし、第53条及び第54条の規定による契約解除の場合は、契約保証金を没収するときを除き、契約を解除した後とする。

2 前項の規定にかかわらず、物品を売り払う契約においては、契約者の契約保証金は、当該契約者の申出により売払代金の全部又は一部に充当することができる。

3 前2項の規定により契約保証金を還付し、又は充当する場合には、利子を付さない。

(平8規則5・旧第38条繰上、平27規則5・平28規則16・一部改正)

(入札保証金に関する規定の準用)

第38条 第11条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条中「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。

(平8規則5・旧第39条繰上、平27規則5・一部改正)

#### 第4章 契約の履行

(監督職員の職務)

第39条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員若しくは政令第167条の15第4項の規定に基づき監督の委託を受けた者(以下「監督職員」という。)は、契約書仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督職員は、必要あるときは、工事、製造その他についての請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事及び製造等に使用する材料を試験又は検査等をする方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることのできた当該契約者の業務上秘密に属する事項は、これを他にもらしてはならない。

(平8規則5・旧第40条繰上、平14規則16・一部改正)

(監督職員の報告)

第40条 監督職員は、監督の結果について契約担当者と緊密に連絡するとともに、契約担当者の要求に基づき又は随時に監督の実施について契約担当者に報告しなければならない。

(平8規則5・旧第41条繰上)



(検査及び引渡し)

第41条 契約者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもつて5日以内に町長に通知しなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に契約者の立会いのうえ、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、契約担当者は、当該検査の結果を書面をもつて契約者に通知しなければならない。

3 契約担当者は、前項の検査によつて工事の完成を確認した後、契約者が書面をもつて引渡しを申出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4 契約担当者は、契約者が前項の申出を行わないときは、契約金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、契約者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 契約者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して契約担当者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(平8規則5・旧第42条繰上)

(検査職員の職務)

第42条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員若しくは政令第167条の15第4項の規定に基づき検査の委託を受けた者(以下「検査職員」という。)は、工事、製造その他についての請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書並びに設計書に基づき、かつ、必要に応じて当該契約にかかる監督職員の立会いを求め、当該工事若しくは製造又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、前項以外の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

い。

3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。

4 検査職員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収をするにあつては契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

(平8規則5・旧第43条繰上、平14規則16・一部改正)

(検査執行不能等の報告)

第43条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約担当者にその事情を報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 検査執行のできないとき。

(2) 政令第167条の4第2項第1号及び第4号から第6号までに該当すると認めるとき。

(3) その他検査について疑義があるとき。

(平8規則5・旧第44条繰上)

(監督職員の兼職禁止)

第44条 監督職員は、同一契約について検査職員の職を兼ねることはできない。

(平8規則5・旧第45条繰上)

(検査調書等の作成)

第45条 検査職員は、検査又は検収を完了したときは、検査調書又は検収調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。この場合において、その工事若しくは製造又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

(平8規則5・旧第46条繰上)

(契約金の支払)

第46条 契約金は、目的物の全部の引渡しを完了した後支払う。

2 前項の契約金は、その正当な請求書を受領した日から起算して、工事請負契約にあ

つては40日以内に、その他の契約にあつては30日以内に支払うものとする。

(平8規則5・旧第47条繰上、平27規則5・一部改正)

(前金払)

第47条 契約金額が1件1,300,000円を超える工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）の工事請負契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払することができる。この場合において、契約金額が250,000,000円を超える工事請負契約については、100,000,000円を限度額とすることができる。

2 契約金額が1件500,000円を超える委託（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託に限る。）の委託契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の30を超えない範囲の額を前金払することができる。

3 第1項の規定により前金払した工事が、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、当該契約金額の100分の20を超えない範囲の額を、中間前金払（同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ）することができる。

4 継続費又は債務負担行為に係る契約について前金払をする場合における第1項及び前項並びに第49条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第1項及び第3項の規定にかかわらず、前会計年度末における出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達しないときは、出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前金払をすることができない。

6 第1項から第3項まで（これらの規定を第4項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の規定による前払金は、契約者の正当な請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。

(昭56規則7・全改、平8規則5・旧第48条繰上、平19規則27・平27規則5・令3規則26・一部改正)

(前金払の申請手続等)

第48条 契約者は、前条第1項及び第3項の規定により前金払を受けようとするときは、契約締結の日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項又は第5項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否及び金額を決定し、公共工事前金払決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 契約者は、前条第2項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(第4号様式の2)を町長に提出して、中間前金払を受ける要件を備えていることの認定を受けなければならない。

4 町長は、前項の規定による認定請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定し、中間前金払認定通知書(第4号様式の3)により請求者に通知するものとする。

5 契約者は、前項の規定により中間前金払を受ける要件を備えていることを認定する旨の通知を受けて当該中間前金払を申請するときは、当該認定の通知を受けた日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。

(昭56規則7・追加、平8規則5・旧第48条の2繰上、平27規則5・令3規則26・一部改正)

(前払金の変更)

第49条 町長は、前金払(中間前金払を含む。)をした後に設計変更その他の理由によ

り契約変更を必要とする場合において、変更後の契約金額が当初の契約金額の100分の20以上増減したときは、その増減した額について当初の契約金額に対し既に支払った前払金の比率により計算した額を追加払をし、又は返還させることができる。

(昭56規則7・追加、平8規則5・旧第48条の3繰下、平27規則5・一部改正)

(前払金の返還)

第50条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金を当該契約以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく業務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。
- (4) 当該契約を解除したとき。

2 町長は、前払金を返還させようとするときは、公共工事前払金返還請求書(第5号様式)を契約者に交付する。

(昭56規則7・追加、平8規則5・旧第48条の4繰下)

(部分払)

第51条 工事、製造その他についての請負契約又は物件の購入契約において部分払の定めをした場合は、その完成前又は完納前に、既成部分又は既納部分に応じてその代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定により部分払をする額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 工事、製造その他についての請負 その既成部分に対する代価の100分の90に相当する額
- (2) 工事、製造その他についての請負で既成部分が明確に分割できるもの その既成部分に対する代価の全額に相当する額
- (3) 物件の購入 その既納部分に対する代価に相当する額

3 第47条第6項の規定による前金払をした工事についての部分払の額は、次の算式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{出来高金額} \times ((9/10) - (\text{前払金額} / \text{契約金額}))$$

4 前項の規定により算定した部分払金の支払をした後、再度部分払する場合は、前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となつた出来高金額を控除した額」とする。

5 前3項の規定にかかわらず、工事、製造その他についての請負契約又は物件の購入契約で町長が特に認めるものについての部分払の額は、町長が定める。

6 町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度における出来高予定額を定めるものとする。

7 第2項の規定にかかわらず、町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約のうち国又は県の補助金の交付対象となつた契約にあつては、出来高の全額について部分払をすることができる。

8 継続費又は債務負担行為に係る契約について部分払をする場合における第3項の規定の適用については、同項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」とする。

(昭58規則12・一部改正、平8規則5・旧第49条繰下、平14規則16・平27規則5・令3規則26・一部改正)

(履行遅滞に伴う違約金)

第52条 契約に係る債務の履行遅滞にあつては、工事請負契約については契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する金額を控除した額、その他の契約については、契約金額から既成部分又は既納部分で使用した部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(金銭を目的とする消費貸借契約に係るものにあつては、利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条に規定する率の1.46倍を超えない範囲で町長が別に定める率)を乗じた額の違約金を徴収する。ただ

し、当該計算方法により算出された額が100円未満のとき、又は町長が災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、契約金額に未払金額がある場合にあっては、当該未払金額から控除して徴収するものとする。
- 3 第1項の遅延日数の計算については、検査に要した日数及び工事請負又は物件の購入の検査に不合格となつた場合におけるその手直し、補強又は引換えのためにする第1回の指定日数は、これを算入しない。

(平8規則5・旧第52条繰下、平15規則8・平27規則5・一部改正)

(契約の解除)

第53条 町長は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。この場合において、契約者が損害を受けても町長はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
  - (2) 正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても契約の履行の着手をしないとき。
  - (3) 工事請負契約にあっては、契約者が建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止又は同法第29条若しくは第29条の2の規定による許可の取消しを受けたとき。
  - (4) 契約の締結又は履行につき不正の行為があつたとき。
  - (5) 法令(規則を含む。)の規定により一定の資格を要する場合において、当該資格がないことを発見したとき。
  - (6) 前各号に掲げるほか、契約者がこの規則又は契約事項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、履行済みの部分について相当と認める金額を交付することができる。
  - 3 第1項の場合において、契約担当者は、解除の理由その他必要な事項を記載した書面をもつて契約者に通知しなければならない。

(平8規則5・旧第51条繰下、平27規則5・一部改正)

(契約の変更等)

第54条 契約締結後において、天災地変、経済状勢の激変、公用若しくは公益に関する原因その他やむをえない理由により、契約の内容が著しく不適當であると認められるに至ったときは、契約担当者は契約者と協議のうえ、契約を変更又は解除することができる。

(平8規則5・旧第52条繰下)

(契約解除に伴う違約金)

第55条 町長は、第53条第1項の規定により契約を解除したときは、期限を定めて契約者から契約金額の100分の10以内に相当する額を違約金として徴収する。

2 前項の場合において、第35条の規定による契約保証金の納付又は第36条の2の規定による契約保証金に代わる担保の提供があつたときは、当該契約保証金又は契約保証金に代わる担保をもつて違約金に充当することができる。

(平27規則5・追加)

(補則)

第56条 この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平27規則5・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 寒川町契約規則(昭和39年寒川町規則第4号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の前において、旧規則に基づきなされた契約については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年7月8日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。



附 則(昭和56年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日規則第16号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年7月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第25号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(残存用紙の使用)

4 この規則(第8条、第10条から第13条まで、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第23条のそれぞれの一部改正規則に限る。)の施行前に既に調製された様式で、用紙が現に残存するものに限り、所要の調製をし、当分の間使用することができる。

附 則(昭和63年3月31日規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

4 この規則(第6条から第25条までのそれぞれの一部改正規則に限る。)の施行前に既に調製された様式で、用紙が現に残存するものに限り、所要の調製をし、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和64年1月7日規則第1号)

この規則は、平成元年1月8日から施行する。

附 則(平成6年6月20日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月19日規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月25日規則第26号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則(平成14年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月20日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月27日規則第27号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年8月28日規則第19号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月8日規則第26号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成19年3月27日

条例第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約であつて、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約であつて、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成19年3月29日

規則第6号

改正 平成21年3月27日規則第3号

令和3年11月25日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成19年寒川町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約の種類は、条例で定める区分に従い、別表契約の種類欄に掲げる契約とする。

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は、条例で定める区分に従い、別表契約期間欄に掲げる期間とする。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平21規則3・令3規則28・追加)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月25日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

(平21規則3・令3規則28・一部改正)

区分	契約の種類	契約期間
条例第1号の規定に該当する契約	次に掲げる物品を借り入れる契約 (1) 事務用機器 (2) 電子情報機器 (3) 光学機器 (4) 視聴覚機器 (5) 通信機器 (6) 医療機器 (7) 車両及び運搬具 (8) 寝具類 (9) その他の物品で町長が適当と認めるもの	5年以内
条例第2号の規定に該当する契約	ソフトウェアの使用許諾及び保守業務並びにクラウドサービスの利用及び保守業務に係る契約	5年以内
	機械警備業務その他これらに類する業務委託契約	3年以内

## 入札・契約制度検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は 入札・契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 町が行う入札・契約制度について、時代の変化に即応した幅広い視点から見直しを行い、本町における公正かつ公平な入札・契約制度の確立に資するため検討委員会を設置する。

### (所掌事務)

第3条 検討委員会は、現行の入札・契約制度全般についての見直しを行い、より一層の透明性を確保するための調査研究を行うものとする。

### (組織)

第4条 検討委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもって組織する。

### (委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、その職は副町長が行うものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、企画部長が代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを召集する。

### (関係職員の出席等)

第7条 検討委員会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係職員の出席を求めその意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職する収入役の任期中に限りこの要綱による改正前の入札・契約制度検討委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第4条及び第5条第3項の規定は、その効力を有する。この場合において、旧要綱第4条中「助役」とあるのは「副町長」と、「企画部長、総務部長、保健福祉部長、町民部長、建設部長、都市部長」とあるのは「企画政策部長、総務部長、健康福祉部長、町民環境部長、都市建設部長」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



○寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程

昭和55年6月11日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町における建設工事(建設工事に係る設計、測量、原材料等を含む。)及びその他特に必要と認める案件(以下「建設工事等」という。)の入札業者の指名選考の公正を期するため、建設工事入札業者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(昭62訓令4・平4訓令2・一部改正)

(組織)

第2条 委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特に必要があると認めるときは、委員長は、委員会に諮り、臨時に委員を指名することができる。ただし、臨時に指名された委員は、必要とされた案件の審議終了と同時にその職を失うものとする。

(昭59訓令9・昭60訓令6・昭62訓令4・昭66訓令4・平元訓令2・平3訓令2・平4訓令8・平5訓令1・平5訓令2・平7訓令1・平9訓令2・平11訓令6・平12訓令3・平19訓令2・平25訓令2・平29訓令1・令3訓令1・令5訓令1・一部改正)

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、その職は副町長が行うものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、企画部長が代理する。

(平11訓令6・平19訓令2・平25訓令2・平29訓令1・一部改正)

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平19訓令2・一部改正)

(結果の報告及び承認)

第6条 委員会の選考結果は、これを町長に報告し、その承認を受けるものとする。

(特別共同企業体の結成に係る建設業者等の選定)

第7条 本町が発注する建設工事等のうち、特に町長が指定するもの(以下次項において「特別工事等」という。)を施工させるために組織する特別共同企業体の結成に係る建設業者等の選定の公平を期するため、当該建設業者等の選定は、委員会において行うものとする。

2 特別工事等の入札業者の指名選考は、前項の規定により選定された建設業者等が結成した特別共同企業体に対する町長の認定をもつてこれに代えるものとする。

(平4訓令2・一部改正)

(選考の省略)

第8条 設計金額(建設工事に係る設計、測量、原材料等にあつては予定金額)が1,300,000円以下の工事については、委員会での選考を省略するものとする。

(昭57訓令4・昭60訓令6・一部改正)

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員及び委員会に関係した職員は、職務上知り得た入札業者の指名選考に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

(昭62訓令4・平5訓令2・平12訓令3・平19訓令2・平25訓令2・平29訓令1・一部改正)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日訓令第4号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日訓令第9号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月29日訓令第6号)  
この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日訓令第4号)抄  
1 この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日訓令第4号)抄  
1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日訓令第2号)  
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日訓令第2号)  
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日訓令第2号)  
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月28日訓令第8号)抄  
(施行期日)  
1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日訓令第1号)抄  
(施行期日)  
1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月27日訓令第2号)  
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日訓令第1号)  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日訓令第2号)  
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年10月29日訓令第6号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日訓令第3号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条第2項の改正規定(同項にただし書を加える部分を除く。)及び第7条第2項の改正規定、第3条中題名の改正規定、第5条中第2条の改正規定、第7条の改正規定、別表第1、1 庶務関係の表の改正規定(文書の部中「進達、副申」を削る部分に限る。)、別表第1、2 人事関係の表の改正規定(職制の部中「総務課長回議」を削り、同表休暇の部中「担当部長」を「担当参事」に改める部分に限る。)及び別表第1、3 財務関係の表の改正規定(支出の部中「給与」を「給料」に改める部分に限る。)、第7条中第36条第2項第1号の改正規定、第40条第1項の改正規定及び第43条の改正規定、第9条中別表 防災行政用無線局配置表 1 固定系の表の改正規定、同条中別表 防災行政用無線局配置表 2 移動系の表陸上移動局の部可搬の項の改正規定、第10条中別表備考の改正規定、第11条中第5条の改正規定、第13条中第11号様式の改正規定、第14条中別表第2第4号の改正規定、別表第3「別表第3」を「別表第3(第14条、第18条、第20条関係)」に改める規定及び同表第4号の改正規定、第15条中題名の改正規定並びに第16条中第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 寒川町優良建設工事表彰要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、町が発注した建設工事（以下「工事」という。）の適正な施工と技術の向上を図るため、他の模範となる優れた工事を施工した者等を、表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、表彰状又は感謝状により行う。

- 2 表彰状による表彰は、永年にわたり特に優れた工事を施工した者等についてこれを行う。
- 3 感謝状による表彰は、表彰する年度の前年度1年間に完成した工事（建築工事等必要と認めたものについては、当該年度完成したものを含む。）で特に感謝に値する行為のあった施工した者等にこれを行う。

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、契約金額1,000万円以上の建築工事、契約金額500万円以上の建築工事以外の工事及び契約金額100万円以上の設計、監理委託を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 適正な現場管理、施工技術、仕事に対する熱意があり、出来栄が優れ他の模範となるもの。
- (2) 著しく困難な条件を克服して完成したもの。

### (表彰の方法)

第4条 被表彰者に対しては、賞状及び記念品を授与する。

### (表彰の時期)

第5条 原則として毎年1回行い、建築工事等に伴う感謝状による表彰は、必要都度これを行うことができる。

### (失格事項)

第6条 第3条の規定による表彰に該当する場合であっても、表彰対象年度とその前1箇年及び当該表彰する日までにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰することができない。

- (1) 工事完成検査において、工事成績が不良であるとき。
- (2) 工事施工又は現場管理が不適当のため、その指摘を受けその改善指示に即応しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく施工者の責任により工事の完成がおくれたとき。
- (4) 工事の施工に関し便宜を得るため、贈賄又は供応をして起訴されたとき。
- (5) 不渡手形を発行し、又は経営内容に不正があったとき。

(推薦手続)

第7条 第3条の規定に基づき表彰の候補者があるときは、工事担当課長は推薦調書(別記様式)を作成し、町長に提出するものとする。

(被表彰者の審査)

第8条 第7条の規定による推薦調書の審査を行うため、寒川町優良工事表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもって組織する。
- 3 審査委員会の委員長は、副町長があたる。ただし、委員長に事故あるときは、企画部長がこれにあたる。

(会議)

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(被表彰者の決定)

第11条 被表彰者は、審査委員会の審査結果に基づき、町長が決定する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は企画部財政課がこれを処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による表彰は、平成2年度工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職する収入役の任期中に限りこの要綱による改正前の寒川町優良建設工事表彰要綱（以下「旧要綱」という。）第8条第2項及び第3項の規定は、その効力を有する。この場合において、旧要綱第8条第2項中「助役」とあるのは「副町長」と、「企画部長、総務部長、保健福祉部長、町民部長、建設部長、都市部長」とあるのは「企画政策部長、総務部長、健康福祉部長、町民環境部長、都市建設部長」と、同条第3項中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 寒川町優良建設工事表彰要綱取扱要領

この要領は、寒川町優良建設工事表彰要綱の施行にあたり、各条文及び字句の解釈を統一し、疑義が生じないようにするため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

### 第1条関係

1. 「建設工事」とは、継続事業を含め表彰対象年度内に完成したすべての建設工事をいう。
2. 「施工した者等」の等には、現場代理人、主任技術者及び監理技術者を含むものとする。

(表彰の種類)

### 第2条関係

1. 「永年にわたり」とは、感謝状を3回以上受賞したことをいう。
2. 「特に感謝に値する行為」とは、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 施工の目的を十分理解把握し、創意工夫のもとに優れた技術と誠意をもって施工監理をしたもの。
  - (2) 地元住民等の苦情に対し、十分な協議のもとに円滑に処理されたもの。

(表彰の対象)

### 第3条関係

1. 「出来栄えが特に優れた工事」とは、寒川町工事検査規程（平成15年寒川町訓令第1号。以下「検査規程」という。）第16条に規定する工事成績評定の評点が80点以上のものとする。

(表彰の時期)

### 第5条関係

1. 「必要の都度」とは、建築工事等については完成の都度、設計、監理委託については当該工事の完成後授与することができる。

(失格要件)

### 第6条関係

1. 「工事成績が不良」とは、表彰対象年度とその前年及び表彰日までの検査規程第16条に規定する工事成績評定の評点が65点未満があるものとする。
2. 「工事施工又は現場監理が不適當」には、安全管理が不適切であったため工事事故を起こしたとき又は各種法令に違反し、施工した者として不適當と認められるものも含むものとする。「第4号」中には、



捜査されたときも含むものとする。

(推薦手続)

第7条関係

1. 工事主管課長は、推薦にあたって所属する部長の確認を得てから行う。
2. 推薦書には、位置図、平面図、構造図、施工写真及び完成写真を添付する。

(関係職員の出席)

第10条関係

1. 表彰審査会へ出席を求める関係職員は、表彰対象工事を推薦した工事担当の課長及び工事担当者とする。ただし、委託工事については、工事を委託した課の課長の出席を求めることができる。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、寒川町が実施する公共工事の施工において、優良工事施工業者を対象として行う条件付き一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 優良工事施工業者は、「寒川町工事成績評定要綱」(平成15年4月1日施行。以下「評定要綱」という。)による評定結果が75点以上の工事(以下「優良工事」という。)を実施した者で町内に本店を有する者とし、発注年度より前の3年間の工事において1回以上優良工事を実施したことのある者とする。ただし、当該工事と同一期間内において同一の工種で、評定要綱による評定結果が65点未満の工事を実施した者は除く。

### (優良工事施工業者を対象とした工事の入札の実施)

第3条 優良工事施工業者を対象とした工事(以下「対象工事」という。)は、条件付き一般競争入札の方法により発注工種ごとに実施するものとする。

### (対象工事の発注件数)

第4条 対象工事の発注件数は、一会計年度2件以上を原則とする。

### (対象工事の発注金額)

第5条 対象工事は、工事設計金額が5000万円未満のものとする。

### (対象工事の発注工種)

第6条 対象工事の発注工種は、全工種を対象とすることができる。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 寒川町公共工事低入札価格調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 寒川町が発注する工事の請負契約に係る入札の執行において、一定の基準となる価格を下回る入札があった場合に、当該工事の履行を確保するため、寒川町公共工事低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

### (調査審議事項)

第2条 調査委員会は、入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）より調査の要請があったときは、その価格によって契約の内容に適合した履行が確保できるか否かについて、調査審議するものとする。

2 調査委員会は、前項の規定により調査審議をした結果を速やかに入札執行者に通知するものとする。

### (組織)

第3条 調査委員会は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもって組織する。

2 前項の委員のほか、特に必要があると認めるときは、委員長は、臨時に委員を指名することができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、その職は副町長が行うものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、企画部長が代理する。

### (会議)

第5条 調査委員会の会議は、入札執行者の要請を受けて委員長が招集する。

### (調査部会)

第6条 調査委員会は、必要に応じ調査部会を設置し、調査を要請し意見を求めることができる。

2 調査部会は、寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）に規定する検査職員、課長又は監督職員等をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置く。

4 調査部会員は、必要な事項の調査をその部会員が所属する課の職員に指示することができる。

5 調査部会は、調査委員会の要請に基づき、必要な調査を速やかに行い、その結果を調査委員会に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準

(趣旨)

第1条 寒川町が発注する予定価格3,000万円以上の工事(以下「対象工事」という。)の請負契約で、最低制限価格を設けない入札の執行において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定により相手方となった者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)の算定方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査基準)

第2条 対象工事に係る請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する相手方となった者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格の100分の75から100分の92の範囲で次条に定める割合を予定価格に乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

(調査基準価格に係る割合の算定等)

第3条 調査基準価格に係る割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は、100分の92とし、100分の75に満たない場合は100分の75とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、寒川町公共工事低入札価格調査委員会が認めたものについては100分の75から100分の92の範囲で適宜の割合とする。

3 入札執行者は、当該契約の申込みに係る価格が、前2項の規定により設定された調査基準価格に満たないときは、寒川町公共工事低入札価格調査委員会設置要綱(平成16年4月1日施行)第2条に規定する調査を要請するものとする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断するための数値的基準として必要に応じて定めることができるものとする。

2 失格基準価格は、算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第5条 調査基準価格を定めた工事については、当該工事の予定価格書に当該調査基準価格を併せて記載するものとする。

2 失格基準価格を定めた工事についても、当該工事の予定価格書に当該失格基準価格を併せて記載するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準の規定は、契約工期の期限が令和元年10月1日以後になる工事及びコンサルタント業務（以下「工事等」という。）に適用し、同日前に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準の運用について

### 1 趣旨

この運用基準は、寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

### 2 入札参加者への周知

入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するとともに、入札執行の際に事前に説明する等、入札参加者への周知徹底を図るものとする。

- (1) 調査基準価格の設定があること
- (2) 失格基準の設定の有無

### 3 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して「保留」と宣言し、落札者については調査及び審査を行い、後日決定すること、並びにその結果について通知する旨を告げて入札を終了する。

### 4 調査の実施

調査基準価格を下回る入札が行われ、その価格が当該工事契約内容の的確な履行を確保する上で適正であるか否かについて調査等を行う場合は、次の事項により必要に応じ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由を聴取し、入札価格の内訳書を徴する
- (2) 契約対象工事付近の手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労働力の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況
- (10) 経営状況（最新の経営事項審査結果の写し及び諸税の納税証明の提出、取引金融機関・保証会社への照会）
- (11) 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払遅延状況などの信用状況
- (12) 下請契約予定者名、同契約予定額
- (13) その他必要な事項

### 5 調査結果の対応

調査委員会は、前項に定めた調査の結果に基づき契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かについて決定を行うものとする。

## 6 入札執行者の対応

入札執行者は、前項の決定を受けたときは、遅滞なく、次の措置を行うものとする。

### (1) 調査の結果、適合した履行がされると認める場合

調査委員会において、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を知らせるものとする。

### (2) 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合

ア 調査委員会において、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、4以降と同様の手続によるものとする。

イ アによる決定がされたときは、直ちに最低入札者に対して、落札者としないう旨の通知を、次順位者に対しては、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

## 7 決定後の措置

入札執行者は、4～6までに係る手続により落札者を決定した場合においては、入札結果表により、入札結果を公表する。

### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

## 寒川町公共工事等最低制限価格取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により相手方となった者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者を落札者とする競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事及びコンサルタント業務)

第2条 最低制限価格を設けて行う競争入札は、予定価格130万円を超える工事の請負契約及び工事に係るコンサルタント業務（以下「コンサルタント業務」という）で予定価格500万円以上の委託契約とする。ただし、寒川町公共工事低入札価格調査取扱基準（平成16年4月1日制定）の規定の適用のあるものについては、この限りでない。

(工事の最低制限価格の基準)

第3条 対象工事に係る請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する相手方となった者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められる場合の基準は、その申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格の100分の75から100分の92の範囲で次条に定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

(工事の最低制限価格に係る割合の算定等)

第4条 工事の最低制限価格に係る割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は、100分の92とし、100分の75に満たない場合は100分の75とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を100分の75から100分の92の範囲内で定めることができる。

(コンサルタント業務の最低制限価格)

第5条 コンサルタント業務の委託契約において、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の70とする。

2 前項に規定する最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった額に100分の70を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(予定価格書への最低制限価格の記載)

第6条 最低制限価格を定めた工事については、当該工事の予定価格書に当該最低制限価格を合わせて記載するものとする。

(入札参加者への周知)



第7条 入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に最低制限価格が設定されていることを記載するものとする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、最低制限価格を設けた入札において、入札価格が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 第1項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者を再度入札に参加させないものとする。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の寒川町公共工事等最低制限価格取扱基準の規定は、契約工期の期限が令和元年10月1日以後になる工事及びコンサルタント業務（以下「工事等」という。）に適用し、同日前に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 寒川町地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(目的)

**第1条** この要領は、寒川町（以下、本町という。）と建設工事請負契約(以下「請負契約」という。)を締結している受注者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「審議官通知」という。）を利用する場合における債権の請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 債権の譲渡を承諾する対象の工事は、本町が発注する全ての建設工事とする。ただし、下記の工事については対象外とする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 履行保証を付したもののうち、本町が役務保証を必要とする工事
- (3) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (4) 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (5) 継続費を設定した工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (6) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (7) その他、建設企業の施工する能力に疑義が生じている等、特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

**第3条** 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合において、請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する本町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約が解除された場合においては、譲渡される債権は、前項の規定にかかわらず、請負契約約款第54条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

3 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲受人)

**第4条** 債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る

中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。（債権譲渡の承諾申請）

**第5条** 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人が次の書類を当該請負工事の予算を所管する課（以下、「予算執行課」）に提出するものとする（郵送による提出は認めない。）。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 1部
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について（平成20年10月17日付け国官会第1225号・国地契第34号・国官技第171号・国営計第61号。国土交通省大臣官房会計課長・地方課長・技術調査課長・官庁営繕部計画課長通知。以下「課長通知」という。）により定めるもの）の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式第2号）
- (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部

2 予算執行課は前項の書類を受けた場合は、債権譲渡整理簿（様式第3号）を作成し、管理するものとする。

3 第1項の書類の提出期限は、当該請負工事出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

**第6条** 債権譲渡は、次の事項のすべてが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
  - ア 債権譲渡依頼書に、定められた必要事項のすべてが記載されていること。
  - イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。
  - ウ 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
  - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者の氏名並びに実印が債権

譲渡承諾依頼書に記載のものと一致していること。

イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。

ウ 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(3) 出来高の確認は、工事進行状況を記載した簡易な工事履行報告書（様式第2号）により確認する。

(4) 発行日から3月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。

(5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。

イ 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等の記載内容が、アの相手方及び承諾書の記載内容と一致していること。

(6) 当該請負契約が解除されていないこと又は請負契約約款第46条に該当するおそれがないこと。

（債権譲渡の承諾）

**第7条** 予算執行課は、債権譲渡の承諾について、第5条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（様式第4号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付することにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受理した日から2週間以内に行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

**第8条** 第5条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第6条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合、予算執行課は、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（出来高確認）

**第9条** 出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合、債権譲受人は、予算執行課に工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）の提出があった場合は、予算執行課は工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

（融資実行報告）

**第10条** 第7条第1項の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結

し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書（様式第7号）を予算執行課に速やかに提出するものとする。

（請負代金の請求）

**第11条** 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の請求をすることはできない。

2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書を提出するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成21年10月1日から施行し、平成33年3月31日までの措置として実施するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成23年2月3日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成24年2月7日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 寒川町条件付き一般競争入札取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、寒川町が行う条件付き一般競争の入札事務を適切かつ厳正に執行するための必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 条件付き一般競争入札の対象は、建設工事、建設コンサルタント業務等とする。ただし、緊急を要するもの及び契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないと町長が認めた場合は、この限りでない。

### (共同企業体制度の対象)

第3条 共同企業体による対象工事の規模については、原則として次のとおりとする。

- ①土木工事 3億円以上とする。
- ②建築工事（電気、機械設備含む） 5億円以上とする。

### (共同企業体の組合せ、構成員数)

第4条 共同企業体の組合せ方法及び構成員数については、その都度決定する

### (入札参加資格等)

第5条 粗悪工事等を防止するため、入札の参加資格及び条件の設定を適正に行うこととする。

### (入札公告)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、条件付き一般競争入札の公告は、規則第6条の規定に基づく事項を、本町公告式により役場前等に掲示を行う他、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）での公表や必要に応じてホームページ、広報、新聞等に掲載することとする。

### (設計図書の閲覧等)

第7条 設計図書の閲覧又は購入方法は、入札公告により定める。

### (入札参加資格の確認申請)

第8条 入札参加を希望する者は、所定の期限までに一般競争入札参加資格確

認申請書（以下「申請書」という。）により申請をしなければならない。

- 2 電子入札案件については、電子入札システムにより申請をすることができる。
- 3 期限までに申請書を申請しない者又は参加表明をしない者並びに参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

（入札参加資格の確認）

第9条 参加資格の確認申請をした者に対し、資格の有無を確認した後、その旨通知するものとする。なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

（落札候補者の決定）

第10条 町長は、開札した場合において、最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合については、最低制限価格以上の最低の価格をもって申込みをした者をいう。）を落札候補者として決定し、入札を保留する。

（落札者の決定）

第11条 落札候補者は、町が指定する書類を町長に提出し審査を受けるものとする。

- 2 入札執行者は、前項の書類を審査し、適当と認めたときは、落札候補者を落札者とするものとする。この場合において、入札執行者は、入札参加者に対して落札者を通知しなければならない。
- 3 入札執行者は、前項の書類を審査し、当該落札候補者を適当でないと認めたときは、落札候補者を失格とし、次に低い価格で申込みをした者（以下「次順位の者」という。）を落札候補者として前項の規定により審査するものとする。この場合において、入札執行者が次順位の者を適当でないと認めたときは、また同様とする。

（一括下請け）

第12条 一括下請け（丸投げ）は全面的に禁止する。

（委任）

第13条 この基準の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この基準は、平成6年6月7日から施行する。

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年11月22日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。



## 寒川町条件付き一般競争入札取扱基準の運用措置

1 寒川町条件付き一般競争入札取扱基準（平成6年6月7日施行。以下「取扱基準」という。）第5条の規定に基づく入札の参加資格及び条件の設定については、次の各号に掲げる事項によることとする。

### (1) 参加資格

ア 原則として次の各号により参加資格を定めるものとする。

- ① 寒川町の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて寒川町長の認定を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる成年被後見人等でないこと。
- ③ 法人税、都道府県民税及び事業税、市町村税の滞納がない者であること。
- ④ 寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和52年7月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていない者であること。

イ 必要に応じて前項のほか次の各号により参加資格を定めることができる。

- ① 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査結果の通知における総合数値が、町で定める点数の範囲内にある者及び町が規定するランクである者
- ② 建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者
- ③ 直前10年間に、発注案件と同規模以上の元請としての実績のある者
- ④ 対象工事に、建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者

### (2) 条件設定

- ① 別表第1及び第2に規定する要件に該当すること。ただし、町長が必要と認める場合は、前記要件に係わらず別に定めることができる。
- ② 必要に応じて次の書類を提出するものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 特定建設業者の許可の写し
  - ウ 同規模工事等の施工実績調書
  - エ 配置予定技術者調書
  - オ 工事積算内訳書
  - カ 実態調査票
  - キ その他町長が必要と認める書類

附 則

この運用措置は、平成6年6月7日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1

区域区分

1	町内に本店を有する業者
2	第1区域及び茅ヶ崎市、藤沢市に本店又は委任先を有する業者
3	第2区域及び海老名市、厚木市、平塚市に本店又は委任先を有する業者
4	県内に本店又は委任先を有する業者
5	町に登録がある業者

別表第2

区域別発注金額

【工事】

区 分	土木・舗装	建築・電気・管・その他
第1区域	1億円未満	1億円未満
第2区域	1億円以上～2億円未満	1億円以上～1億5,000万円未満
第3区域	2億円以上～3億円未満	1億5,000万円以上～2億円未満
第4区域	3億円以上～4億円未満	2億円以上～3億円未満
第5区域	4億円以上	3億円以上

【委託業務】

区 分	コンサル
第1区域	300万円未満
第2区域	
第3区域	
第4区域	300万円以上～500万円未満
第5区域	500万円以上

別表第1及び第2の適用に当たっての留意点

- (1) 区域別発注金額及び別に定める参加条件に対する参加資格業者数は、原則として第1区域5者以上、第2区域では10者以上、第3区域では15者以上、第4区域では20者以上とする。なお、発注金額によって区域が複数にわたる場合においては、当該参加資各業者が多い区域とする。
- (2) 次の各号に該当する場合は、当該参加資格区域を拡大することができる。
  - ア 上記(1)の区域において、当該参加資格業者数に満たない場合。ただし、第5区域はこの限りでない。
  - イ 発注金額による区域が、前回類似の契約で落札した業者が登録する区域より下回る場合。
  - ウ 参加業者が3者以下であった前回の入札と同一条件の入札を執行する場合。
  - エ その他町長が必要と認める場合。
- (3) 次の各号に該当する場合は、当該区域別発注表の適用を変更することができる。
  - ア 地下埋設物調査委託等については、工事表の土木を適用する。
  - イ その他町長が必要と認める場合。

## 一般委託・物品の入札制度

一般委託		
対象金額	金額	契約方法
	100万円以上	条件付き一般競争入札
対象業種	営業種目400 庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負	
	営業種目405 清掃委託(庁舎外)	
	営業種目425 総合建物管理の委託	
	営業種目430 建物設備保守管理委託	
	営業種目440 警備・受付の委託	
	営業種目445 消防施設保守管理委託	
	営業種目460 害虫駆除委託	
	営業種目495 環境影響調査委託	
	営業種目500 検査業務委託	
	営業種目530 催事関係業務委託	
	営業種目540 森林整備業務の請負	
営業種目555 樹木保護管理の委託		
執行方法	50万円以下	原則見積合わせによる随意契約
	50万円超～100万円未満	電子入札(指名競争)
	100万円以上	電子入札
最低制限価格	設けない	
選定区域基準	参加可能業者数	地域要件
	第1区域 5者程度	町内に本店を有する業者
	第2区域 10者程度(第1区域で参加可能業者が満たない場合)	第1区域及び茅ヶ崎市、藤沢市に本店を有する業者
	第3区域 15者程度(第2区域で参加可能業者が満たない場合)	第2区域及び平塚市、海老名市、厚木市に本店を有する業者
	第4区域 20者程度(第3区域で参加可能業者が満たない場合)	県内に本店を有する業者
第5区域 第4区域で参加可能業者が満たない場合	町に登録がある業者	
委託履行実績	発注者の判断において必要と認められる場合には、公共機関の委託業務の履行実績等を参加資格要件とすることができる。	

※対象業種以外及び100万円未満の一般委託については、競争入札で執行します。  
 (ただし、50万円超の入札案件については紙入札を廃止し、全て電子入札に変更します。)  
 ※その他町長が必要と認める場合はこの限りではない。

物品		
対象金額	金額	契約方法
	700万円以上	条件付き一般競争入札
対象業種	営業種目900 物件の借入れ全ての種目	
	営業種目910 不要品の買受け	
	上記2営業種目以外	
執行方法	80万円以下	原則見積合わせによる随意契約
	80万円超～250万円未満	紙入札(指名競争)
	250万円以上～700万円未満	電子入札(指名競争)
	700万円以上	電子入札(一般競争)
最低制限価格	設けない	
選定区域基準	参加可能業者数	地域要件
	第1区域 5者程度	町内に本店を有する業者
	第2区域 10者程度(第1区域で参加可能業者が満たない場合)	第1区域及び茅ヶ崎市、藤沢市に本店を有する業者
	第3区域 15者程度(第2区域で参加可能業者が満たない場合)	第2区域及び平塚市、海老名市、厚木市に本店を有する業者
	第4区域 20者程度(第3区域で参加可能業者が満たない場合)	県内に本店を有する業者
第5区域 第4区域で参加可能業者が満たない場合	町に登録がある業者	
履行実績	発注者の判断において必要と認められる場合には、公共機関の業務の履行実績等を参加資格要件とすることができる。	

※紙入札については、指名する業者全てが電子入札の環境を整えている場合は電子入札で執行します。  
 ※その他町長が必要と認める場合はこの限りではない。

## 寒川町意向確認型指名競争入札取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、地方自治法第234条第1項及び寒川町契約規則（以下「規則」という。）に基づき、寒川町が行う意向確認型指名競争の入札事務を適切かつ厳正に執行するための必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 意向確認型指名競争入札の対象は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条に基づく予定価格以上で寒川町条件付き一般競争入札取扱基準（平成6年6月7日施行）第2条の規定に基づく対象工事以外のものとする。

### (入札参加資格等)

第3条 粗悪工事等を防止するため、入札の参加資格及び選考基準の設定を適正に行うこととする。

### (発注予定情報の公表)

第4条 工事発注に先立ち、発注予定工事の情報を事前に公表する。

内容については、工事名、工事場所、工期、工事概要、工事種別、入札予定時期、その他必要と認める事項とし、次に掲げる時期に、その時点における予定情報を公表する。

① 4月

② 10月（①の情報に修正を加えたもの）

### (入札資格の確認)

第5条 入札資格の確認結果は本人に通知するとともに資格がないと認められた業者名及び理由を公表する。

### (一括下請)

第6条 一括下請け（丸投げ）は全面的に禁止する。

### (設計図書の配布等)

第7条 設計図書は、企画部財政課で配布する。

### (入札会場)

第8条 入札会場は、東分庁舎会議室等とする。

(委任)

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この基準は、平成6年5月19日から施行する。

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

## 指名停止に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、寒川町が一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する工事の適正かつ円滑な施行を確保するため行う指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 寒川町が発注する工事及び寒川町が発注する工事以外の工事の施行に関して生じた事由、その他の事由による入札参加資格者に対する措置で、一定期間指名競争入札に係る入札参加者として指名を行わないことをいう。
- (2) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条別表に掲げる工事並びにこれに伴う調査、設計及び測量をいう。
- (3) 入札参加資格者 寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）第28条に基づき、入札参加資格者名簿に登録された者及び寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程（昭和55年訓令第4号）第7条第2項に基づく認定を受けた共同企業体をいう。
- (4) 公衆 現に工事に携わっている者以外の者をいう。

(指名停止の措置)

第3条 入札参加資格者又はその使用人が別表第1、別表第2又は別表第3に定める措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める措置期間の範囲内で期間を定めて指名停止の措置をするものとする。この場合において、入札参加者が共同企業体であるときは、当該共同企業体のほか、その構成員に対しても指名停止の措置をするものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 指名停止の措置をする場合において、当該入札参加資格者が指名停止の措置を受けその期間が満了し、又は指名停止の措置の解除を受けてから1年を経過しない者、及び指名停止期間中であるときは、前条の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める期間を超えて措置することができる。ただし、その期間は、2年を超えることができない。

2 指名停止の措置を受けた者について、その後の情状に相当と認められるときは、当該期間を短縮し、又は当該認定した日以後の期間に係る指名停止の措置を解除することができる。

(指名後入札までに指名停止を行った場合の措置)

第5条 現に工事の入札に関して指名した入札参加者に対し、入札までの間に指名停止の措置をしたときは、当該指名を取り消すことができる。

(指名停止の通知)

第6条 指名停止の措置をしたとき又は第4条第2項の規定に基づき当該期間を変更したときは、当該指名停止の措置を受けた者及び関係部課長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知は、当該指名停止を受けた者に対するものにあつては、指名停止通知書(第1号様式)又は指名停止期間変更通知書(第3号様式)により、関係部課長に対するものにあつては、指名停止通知書(第2号様式)又は指名停止期間変更通知書(第4号様式)により行うものとする。

(受注者に対する指名停止)

第7条 指名停止の措置が下請人の行為に起因して元請人に対して行われたものである場合で、当該下請人が入札参加資格者であるときは、当該元請人に対して行う指名停止の措置期間を超えない期間をもって当該下請人にも適用するものとする。

(共同企業体に対する指名停止)

第8条 共同企業体の構成員に指名停止の措置をしたときは、当該共同企業体に対しても同様の措置をするものとする。

(契約の相手方の制限)

第9条 随意契約の方法により工事の契約を行おうとするときは、指名停止の措置を受けている者をその相手方としてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 工事の契約に当たっては、指名停止の措置を受けている者が下請人となることを認めてはならない。ただし、当該指名停止の措置を受けた者が指名停止の措置を受ける前に既に下請人となっている場合は、この限りでない。

(指名停止の決定)

第11条 指名停止措置については、寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程(昭和55年寒川町訓令第4号)第1条に定める建設工事入札業者指名選考委員会(以下「指名委員会」という。)で決定する。

2 指名委員会の決定は、これを町長に報告し、承認を受けるものとする。

(委託業務業者及び物品供給業者の指名停止)

第12条 委託業務業者及び物品供給業者の指名停止については、この基準を準用する。

(不正行為等に対する措置)

第13条 本町の発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引委員会の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条1項第1号の規程に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知する。

2 本町の発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者に次の該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知する。

I 建設業法第28条第1項第3号、4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当するとき。

II 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第1項若しくは第2項、同条第3項の規程により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは26条の2の規程に違反したとき。

付 則

1 この基準は、昭和52年7月1日から施行する。

付 則 （昭和63年4月1日）

1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 （平成5年5月1日）

1 この基準は、平成5年5月1日から施行する。

付 則 （平成8年4月1日）

1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 （平成13年4月1日）

1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 （平成19年4月1日）

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 （平成23年4月1日）

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 （平成24年1月1日）

1 この基準は、平成24年1月1日から施行する。



別表第1（町工事に関する指名停止措置基準）

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>1 粗雑工事 町工事の施行に関し、工事を粗雑にしたとき。 (1) 工事完成検査時における検査結果が著しく不良であったとき。 (2) 工事施行状態が著しく不良であったとき。</p> <p>2 工期遅延 町工事の施行に関し、正当な理由がなく工期が遅延したとき。</p> <p>3 工事事故 町工事の施行に関し、安全管理の措置を怠ったため工事事故を発生させたとき。 (1) 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 工事関係者に死亡者又は多数の負傷者を生じさせたとき。</p> <p>4 贈賄 本町職員に対する贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>5 法令違反等 前各号までに掲げる場合のほか、町工事に係る業務に関し、法令違反等の不正行為をし、工事請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6 不誠実な行為 落札決定後契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上3月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p> <p>当該事実があったことを知った日から3月以上9月以内 当該事実があったことを知った日から2月以上6月以内 当該事実があったことを知った日から1月以上3月以内</p> <p>当該事実があったことを知った日から2年以内</p> <p>当該認定をした日から2月以上1年以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上6月以内</p>

別表第2（町工事以外の工事に関する指名停止措置基準）

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>1 工事事故 町工事以外の工事の施行に関し、安全管理の措置を怠ったため工事事故を発生させたとき。</p> <p>(1) 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(イ) 町内で発生したとき。</p> <p>(ロ) 町外で発生したとき。</p> <p>(2) 工事関係者に死亡者又は多数の負傷者を生じさせたとき。</p> <p>2 贈賄 本町職員以外の者に対する贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(イ) 町内で発生したとき。</p> <p>(ロ) 町外で発生したとき。</p> <p>3 経営不振 営業不振等により不渡手形をだし、又は賃金不払その他正常な経営内容を欠き、工事請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>4 法令違反等 前各号までに掲げる場合のほか、町工事以外の工事の業務に関し、法令違反等の不正行為をし、工事請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(イ) 町内で発生したとき。</p> <p>(ロ) 町外で発生したとき。</p> <p>5 不誠実な行為 落札決定後契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p>	<p>当該事実があったことを知った日から 20日以上3月以内 10日以上45日以内 当該事実があったことを知った日から20日以上2月以内</p> <p>当該事実があったことを知った日から 3月以上1年以内 45日以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から経営状態が正常で安定したと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上6月以内</p>

別表第3（暴力団及び暴力団関係法人等に関する指名停止措置基準）

措 置 要 件	措 置 期 間
<p>1 入札参加資格者が寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号、第3号又は第5号に該当すると認められるとき。</p>	<p>12月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 入札参加資格者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該事実があったことを知った日から6月</p>
<p>3 入札参加資格者又は入札参加資格者の事業経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	<p>3月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>4 町工事等の施工に関し、暴力団員等から不当に介入を受けていたのにもかかわらず、正当な理由もなく町又は警察に通報しなかったと認められるとき。</p>	<p>当該事実があったことを知った日から3月</p>

## 寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約書第10条第1項の規定による現場代理人に、当該工事以外の工事を兼務させようとする場合（以下「兼務」という。）について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り現場代理人を兼務させることができる。

- (1) 本町が発注した工事
- (2) 契約金額が4,000万円未満の工事

(兼務させることができる工事の件数)

第3条 現場代理人に兼務させることができる工事の件数は、2件までとする。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人に兼務させようとするときは、速やかに連絡員を定めなければならない。

- 2 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を当該工事現場に滞在させ、現場代理人との連絡に支障のないようにしなければならない。
- 3 現場代理人は、工事請負契約書第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

(受注者の義務)

第5条 第1条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

## 寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準の運用措置

寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準（平成21年4月1日施行）の規定に基づく運用措置については、次のとおりとする。

### 1 兼務の対象とする工事の入札公告への記載

既契約工事の現場代理人と兼務することができる工事の入札公告にあたっては、公告の「入札概要書」中に、その旨を記載し、入札参加者に周知する。

ただし、現場代理人の兼務を認めない場合には、この限りでない。

### 2 現場代理人に兼務させる場合の事務

兼務が可能な工事については、現場代理人の兼務を落札候補者に対する事後審査事項に追加する。

#### (1) 既契約工事の発注者の承認

落札候補者が、新たな工事の現場代理人について、現に他の工事の現場代理人である者に兼務させようとするときは、現に現場代理人としている工事の担当課（以下「既契約工事の担当課」という。）から、次の手続きにより承認を得るものとする。

ア 落札候補者は、現場代理人兼務（変更）届（別紙1）正副2通を既契約工事の担当課に提出する。

イ 既契約工事の担当課は、記載された工事が兼務できる工事であることを確認のうえ、正副2通に收受印を押印し、正本を保管し、副本は落札候補者に返還する。

#### (2) 新たな工事の事後審査

ア 落札候補者は、既契約工事の担当課から返還があった現場代理人兼務（変更）届の副本（既契約工事の担当課が收受印を押印したもの）の写しを契約担当課に提出する。

イ 契約担当課は、現場代理人兼務（変更）届の写しにより、既契約工事担当課が現場代理人の兼務を承認したことを確認のうえ、事後審査を行う。

#### (3) 契約事務手続

ア 受注者は、工事請負契約約款に特記事項（別紙2）を添付し、契約書を作成し、契約担当課へ提出する。

イ 受注者は、現場代理人及び主任技術者設置（変更）届に、現場代理人兼務（変更）届の副本（既契約工事の担当課が收受印を押印したもの）及び連絡員設置（変更）届（別紙3）を添付して検査担当課へ提出する。

ウ 検査担当課は、提出された届を確認後、各々の工事の担当課へ送付する。

### 3 現場代理人の責務について

現場代理人が兼務する一方の工事現場に滞在しているときに、発注者との連絡に支障をきたすことのないよう、連絡体制を確保することを目的に、連絡員を配置することとするが、この連絡員の配置は現場代理人の契約上の責務を免じるものではない。

附 則  
この運用措置は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この運用措置は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この運用措置は、平成27年4月1日から施行する。

## 寒川町工事請負監督及び検査実施規程検討委員会要綱

平成14年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、寒川町工事請負監督及び検査実施規程検討委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行い、関連する規程等の素案を作成するものとする。

- (1) 工事及び工事に伴う委託業務の監督事務に関すること。
- (2) 工事及び工事に伴う委託業務の検査事務に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、財政課長、財産管理課長、産業振興課長、道路課長、下水道課長、都市計画課長、都市整備課長及び教育政策課長をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (検討会)

第5条 第2条の事項を事前に調査及び検討するため、寒川町工事請負監督及び検査実施規程検討会(以下「検討会」という。)を置く。

- 2 検討会は、別表に掲げる課の職員をもって構成し、会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (検討会の会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、検討会の会議について準用する。

### (意見の聴取)

第7条 委員会及び検討会は、必要があると認めるときは、委員又は会員以外の者に出席を

求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討会の庶務は、企画部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

寒川町工事請負監督及び検査実施規程検討会

所属	人数
財政課	1
財産管理課	1
産業振興課	1
道路課	1
下水道課	1
都市計画課	1
都市整備課	1
教育施設給食課	1



## 寒川町工事等検査規程

平成 15 年 3 月 5 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、寒川町が発注する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 寒川町が発注する工事であって建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第一の上欄に掲げる工事、解体工事及び工事担当課等の長の依頼に基づき、検査担当課の長が検査の実施を認めた工事類似案件をいう。
- (2) 委託業務 寒川町が発注する委託業務であって工事に係る測量、調査、設計及び工事監理をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託業務をいう。
- (4) 工事担当課等 工事等を所管する課等をいう。
- (5) 検査担当課 検査を実施する課をいう。
- (6) 監督職員 工事等を監督する職員をいう。
- (7) 受注者 請負工事の受注者をいう。
- (8) 受託者 委託業務の受注者をいう。

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次に掲げる検査とする。

- (1) 完成検査 工事等が完成したときに行う検査(出来形検査又は中間検査において検査済みの部分も必要に応じ確認することができるものとする。)
- (2) 出来形検査 工事等の既成部分について、部分払いをしようとするとき又は工事の中止若しくは契約解除による既成部分の引受けをするときに行う検査
- (3) 中間検査 寒川町中間検査実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日施行)に基づき、行う検査
- (4) 抜き打ち検査 寒川町抜き打ち検査実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日施行)に基づき、行う検査

(検査職員及び検査補助職員)

第 4 条 検査職員及び検査補助職員は、職員のうちから検査担当課の長が指名する。

2 検査職員は、前条の検査を執行する。

3 検査補助職員は、検査職員を補佐する。

(平 19 訓令 2・一部改正)

(検査職員等の心得)

第 5 条 検査職員及び検査補助職員は、各検査に当たりその責務を自覚し、公正にこれを

行わなければならない。

(予備検査)

第6条 監督職員は、受注者又は受託者から工事等出来形検査申請書(第1号様式)又は工事等完成届(第2号様式)の提出があつたときは、速やかに工事担当課等の副主幹、副技幹又は主査(以下「工事担当課副主幹等」という。)の予備検査を受けなければならない。

2 前項の予備検査を行つた工事担当課副主幹等は、工事等出来形検査申請書(第1号様式)の提出があつたときは、工事等出来形調書(第3号様式)を、工事等完成届(第2号様式)の提出があつたときは、工事等予備検査調書(第4号様式)を作成し必要な書類を添付して工事担当課等の長に提出しなければならない。

(平23訓令1・一部改正)

(検査依頼)

第7条 工事担当課等の長は、前条第2項の工事等出来形調書(第3号様式)又は工事等予備検査調書(第4号様式)を受理し、その出来形又は完成を確認し適当と認めたときは、当該調書及び工事等(出来形・完成)検査依頼書(第5号様式)に必要な書類を添付して、速やかに出来形検査又は完成検査を検査担当課の長に提出しなければならない。

(検査時期)

第8条 工事の完成検査又は出来形検査は、工事等出来形検査申請書(第1号様式)又は工事等完成届(第2号様式)を受理した日から14日以内に行わなければならない。

2 委託業務の完成検査は、工事等完成届(第2号様式)を受理した日から10日以内に行わなければならない。

3 中間検査は、その都度速やかに行うものとする。

(検査の立会い)

第9条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。ただし、契約金額が130万円以下の工事及び緊急性を要する工事(以下「少額工事等」という。)その他検査担当課の長がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

(1) 工事担当課等の長又は工事担当課副主幹等

(2) 監督職員

(3) 請負工事においては、受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下「受注者等」という。)

(4) 委託業務においては、受託者又は現場代理人及び主任技術者(以下「受託者等」という。)

(5) 工事監理を委託している工事においては、受託者等

(平23訓令1・一部改正)

(検査の準備)

第10条 監督職員及び受注者等又は受託者等が検査を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 監督職員

ア 工事監督職員

- (ア) 契約書、設計図書、工事施工管理資料、材料検査、指示書、工事打合せ簿等工事施工上の関係書類の準備
- (イ) 施工管理基準に基づく破壊検査及び検査職員からあらかじめ指示された場合の破壊検査の受注者への指示及び確認
- (ウ) その他必要とされる事項

イ 委託業務監督職員

- (ア) 契約書、設計図書等の関係書類の準備
- (イ) その他必要とされる事項

(2) 受注者等及び受託者等

ア 受注者等

- (ア) 工事施工に当たって作成したすべての工事施工管理資料及び材料検査の記録の準備
- (イ) 必要により現地の測点、距離、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示
- (ウ) 官公庁との手続関係書類等の準備
- (エ) 検査に必要な道具の準備
- (オ) 破壊の実施等監督職員から指示された事項
- (カ) その他必要とされる事項

イ 受託者等

- (ア) 成果品、業務計画書等の準備
- (イ) 委託業務設計資料、委託業務打ち合わせ等の準備
- (ウ) その他必要とされる事項

(平 23 訓令 1・一部改正)

(提出書類)

第 11 条 工事に関し、受注者が提出する書類及び監督職員が作成する書類は、別に定める。

ただし、少額工事等については、寒川町少額工事等検査要領に定めるところによる。

(検査の技術基準)

第 12 条 工事等に係る技術基準は、別に定めるものとする。

(検査の実施)

第 13 条 検査職員は、契約書、設計図書、工事写真その他の関係書類に基づき、工事にあつては実地について、委託業務にあつては成果品（必要に応じ実地も含む。）及び業務に関する作成したすべての業務管理資料について、それぞれ検査し確認をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実地について目視することができない地下、水中その他の外部から検査を行い難い部分については、施工写真、出来形管理写真及び中間検査報告書

等によりこれを確認することができる。

(破壊検査)

第 14 条 検査職員は、検査に当たり必要があると認めるときは、既成部分の一部を破壊させることができる。

(工事等の手直し指示)

第 15 条 検査職員は、検査の結果又は工事等の既成部分が契約内容に適合しない場合は遅滞なく手直しをさせなければならない。

2 前項の手直し指示は、検査担当課の長が工事等手直し通知書(第 6 号様式)により指示事項を工事担当課等の長に通知し、これに基づき工事担当課等の長が受注者又は受託者に工事等手直し指示書(第 7 号様式)により指示することによって行うものとする。

3 第 1 項の手直し事項が重大な場合は、工事担当課等の長と協議し、手直し指示事項を決定しなければならない。

(平 23 訓令 1・一部改正)

(手直し工事等の施工)

第 16 条 受注者又は受託者は、前条に規定する手直し指示があった場合は、速やかに手直し工事等を施工しなければならない。

2 受注者又は受託者は、手直し工事等が完了したときは、手直し工事等完了届(第 8 号様式)を工事担当課等の長に提出しなければならない。

(平 23 訓令 1・一部改正)

(再検査)

第 17 条 工事担当課等の長は、手直し工事等完了届(第 8 号様式)を受理したときは、その写しを検査担当課の長に提出し、再検査を受けなければならない。

2 前項の再検査は、手直し部分について行う。

3 前 2 項により検査を完了したときは、検査職員は、手直し工事等確認書(第 9 号様式)により町長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第 18 条 検査職員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当する場合には検査を中止し、直ちに検査担当課の長に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受注者等又は受託者等が検査に立ち会わないとき。

(2) 工事等の未済部分又は手直しを要する部分が著しく多く、検査に値しないとき。

(3) 正当な理由なく検査に必要な書類が提出されず、又は提示されないとき。

(4) 受注者等又は受託者等が検査職員の職務執行を妨害したとき。

(5) その他検査に必要な要件を備えていないとき。

(平 23 訓令 1・一部改正)

(検査の復命)

第 19 条 検査職員は所定の検査を完了したときは、成績を評定し、工事(完成・出来形)検

査評定書(第 10 号様式)又は委託業務(完成・出来形)検査評定書(第 11 号様式)を作成し、その結果を町長に報告するとともに工事担当課等の長に通知するものとする。

2 工事の成績評定は、寒川町工事成績評定要綱(平成 15 年 4 月 1 日施行)に基づき行うものとする。

3 委託業務の成績評定は、寒川町委託業務成績評定要綱(平成 15 年 4 月 1 日施行)に基づき行うものとする。

(平 23 訓令 1・一部改正)

(検査成績表の通知)

第 20 条 検査担当課の長は、完成検査又は出来形検査を実施した場合は、工事(完成・出来形)検査評定書(第 10 号様式)又は委託業務(完成・出来形)検査評定書(第 11 号様式)により町長に報告するとともに工事担当課等の長に通知するものとする。

(検査担当課の長等の実地調査)

第 21 条 検査担当課の長は、工事等の履行を確保するため必要があると認めるときは、自ら又は検査職員若しくは検査補助職員をもって随時実地調査をすることができる。

(委任)

第 22 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(寒川町工事請負監督及び検査実施規程の廃止)

2 寒川町工事請負監督及び検査実施規程(昭和 55 年寒川町訓令第 5 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条・第 8 条関係)

(平 23 訓令 1・一部改正)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平 27 訓令 3・一部改正)

## 寒川町少額工事等検査要領

### (目的)

第1条 この要領は、寒川町工事等検査規程（平成15年寒川町訓令第1号）第11条ただし書きの規定に基づく検査のうち、契約金額が小規模な工事及び緊急性を要する工事について、受注者が提出する書類の省略及び施工管理を簡略化し、事務の効率化を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は、本町が発注する工事（寒川町工事等検査規程第2条第1号に規定する工事をいう。以下同じ。）のうち、契約金額が130万円以下の工事及び緊急性を要する工事（以下「少額工事等」という。）について適用する。

2 少額工事等の検査のうち、この要領に記載されていない事項は、各工事等の契約書及び仕様書に定めるところによる。

### (提出書類)

第3条 少額工事等に関し、受注者が提出する書類及び監督職員が作成する書類は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、監督職員が特に認めるときは、別に定める書類以外の書類の提出を求め、又は別に定める書類を省略することができる。

### (施工管理)

第4条 少額工事等に係る施工管理は、次の各号に掲げる基準により行う。

(1) 出来形管理 出来形図又は数量計算書の提出をもって出来形管理に係る書類の提出に代えることができる。

(2) 品質管理 監督職員の指示がある場合を除き、受注者は自ら管理する（以下「自主管理」という。）ものとし、書類の提出を省略することができる。

(3) 写真管理 次の写真の提出をもって写真管理に係る写真の提出に代えることができる。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 工種ごとの施工状況の写真

ウ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

### (自主管理体制の確保)

第5条 受注者は、工事の施工に当たり、工程、出来形、品質、写真、安全等に関し、自主管理体制を確立し、工事目的物の品質、精度等を完全なものとするため、責任を持って適切な施工管理に努めなければならない。

2 工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

3 監督職員は、工事の施工に当たり、受注者が自主管理体制を確立し、工事の目的物の品質等を確保するため、神奈川県土木工事共通仕様書等に定める規格に適合するよう社内検査を行うなど、適切な施工管理を行うよう指導するものとする。

4 監督職員は、寒川町工事監督規程（平成15年寒川町訓令第2号）により工事監督を行うものとする。

### (検査の実施)

第6条 少額工事等の完成検査は、寒川町工事等検査規程（平成15年寒川町訓令第1号）の規定に基づき実施するものとする。

2 検査担当課の長が認めた軽微な内容の工事については、受注者の立会を省略する

ことができる。

- 3 検査担当課の長は、完成検査に合格すると認められるときは、工事成績評定通知書に代わりに、口頭により受注者に通知することができる。

(委任)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、少額工事等の検査について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

○寒川町工事監督規程

平成15年3月5日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寒川町が発注する工事の監督について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、寒川町工事等検査規程(平成15年寒川町訓令第1号)の例による。

(監督職員の職務内容)

第3条 監督職員は、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づき、施工状況を監督しなければならない。

(監督職員の心得)

第4条 監督職員は、受注者等その他利害関係人に対し常に厳正な態度で臨まなければならない。

(現場及び施工状況の把握)

第5条 監督職員は、契約書、仕様書、設計書及び図面に基づき、工事が完全に施工されるよう工事現場及び施工の状況を把握しなければならない。

(適切な指示)

第6条 監督職員は、完全な施工がなされるように受注者等に対して適切な指示をしなければならない。

(紛争等の配慮)

第7条 監督職員は、地元住民との関係に留意し、紛争等が起こらないよう配慮しなければならない。

(関連工事の調整)

第8条 監督職員は、第三者が発注する工事が、自ら監督する工事に施工上密接に関連する場合は、その内容、工程、工事責任者、連絡先等を把握し、当該工事が円滑に施工できるよう当該第三者及び関係機関と調整を行うものとする。



(書類の整理)

第9条 監督職員は、受注者等から提出された書類及び自己の作成した書類を整理し、その経過を明らかにしておかなければならない。

(材料の検査)

第10条 監督職員は、工事に使用する材料の搬入があつたときは、使用前にその品質、数量等を検査し、合格した材料と検査未済又は不合格の材料と明確に区別するよう受注者等に指示しなければならない。

- 2 監督職員は、不合格となつた材料については、受注者等に対し遅滞なく工事現場から搬出させるよう指示しなければならない。
- 3 監督職員は、第1項の合格した材料を工事材料検査調書(第1号様式)に記録しなければならない。

(工事の促進)

第11条 監督職員は、工程表に基づき工事の促進に努め、正当な理由なく工事が遅延するおそれがあると認めるときは、受注者等に厳重に注意するとともにその旨を工事担当課等の長に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災その他の事故によつて工事の進捗を妨げられたときは、速やかに工事担当課等の長に報告し、受注者等に対して必要な指示を与えなければならない。

(詳細図、割付図、原寸図等の検査)

第12条 監督職員は、必要があると認めるときは、受注者等の作成した詳細図、割付図、原寸図等を検査し、適当な場合には承認を与えなければならない。

(改善命令)

第13条 監督職員は、工事の施工が仕様書、設計書又は図面に適合しないと認められるときは、受注者等に改善を命じ完全な工事を実施させなければならない。

(工事の立会い又は確認)

第14条 監督職員は、次に掲げる工事の施工に必ず立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、受注者等に対し見本検査、写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認することができる。

- (1) 材料の調合を要する工事
- (2) 水中又は地下に埋設する工事
- (3) 完成後外面から確認することのできない工事
- (4) その他特に重要な工事

- 2 監督職員は、受注者等が前項に規定する立会いその他の方法による確認を受けずに工事を施工したと認められるときは、工事担当課等の長の指示のもとに、確認に必要な部分の破壊を受注者等に対し指示することができる。

(設計図書等と工事現場の状況との不一致)

第15条 監督職員は、工事現場において次に掲げる事項を発見したとき又は受注者等から通知を受けたときは、軽易なもので明らかに判定がつくものにあつては、その処置について受注者等に指示を与え、その他のものにあつては、工事担当副主幹等に報告しなければならない。

- (1) 図面又は仕様書に明示されていないものがあるとき。
- (2) 図面又は仕様書に契約図書と符合しないものがあるとき。
- (3) 図面、仕様書等に誤り又は脱漏があるとき。

- 2 前項の規定により報告を受けたときは、工事担当副主幹等は工事担当課等の長に報告するとともに速やかに受注者等と協議し、その処置について指示しなければならない。

(工事の変更等)

第16条 監督職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理由を付して工事担当課等の長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 工事の内容を変更する必要があると認めたとき。
- (2) 工事を一時中止する必要があると認めたとき。
- (3) 工事を打ち切る必要があると認めたとき。

(緊急処置)

第17条 監督職員は、災害防止その他施工上緊急に、受注者等に対し臨機の処置をとらせる必要があるときは、工事担当課等の長に報告し、その指示を受けたうえで、受注者等に、その処置についての指示を行わなければならない。ただし、急迫の事情により、報告が困難な場合は、監督職員の判断で必要な処置を行わせることができる。

- 2 前項ただし書の規定により、監督職員が行わせた処置について、監督職員は速やかに工事担当課等の長に報告しなければならない。

(現場代理人等に関する措置請求)

第18条 監督職員は、現場代理人、主任技術者等が工事の施工又は管理について著しく不適当と認めた場合は、工事担当課等の長に報告し、その指示を受けて、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工期の延長)

第19条 監督職員は、天候の不良等その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、工事担当課等の長に対し、工期の延長を申請することができる。

(工事目的物の損害等)

第20条 監督職員は、工事目的物の引渡しを受ける前に工事目的物若しくは工事材料に損害があつたとき若しくはその他工事の施工に関し損害を生じたとき又は工事の施工によつて第三者に損害を及ぼしたときは直ちにその事実を調査し、意見を付して工事担当課等の長に報告し、その指示を受けなければならない。

(出来形払い及び部分使用)

第21条 監督職員は、工事完成前に出来形部分払いの請求があつた場合は、調査のうえ、工事担当課等の長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

2 監督職員は、工事完成前に工事目的物の部分使用が必要であると認められるときは、受注者等に部分使用の同意を確認し、工事担当課等の長に報告しなければならない。

(工事完成報告)

第22条 監督職員は、工事が完成したときは、現場等を確認し、工事担当課等の長に工事完成の報告をしなければならない。

(工事監督日誌)

第23条 監督職員は、施工及び監督の状況を工事監督日誌(第2号様式)に記録しておかなければならない。

(委任)

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 寒川町競争入札参加資格者実態調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共事業への不適格業者の参入を防止し、適正な契約履行を確保するため、実態調査その他必要な措置を講ずることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資格者 寒川町契約規則(昭和50年寒川町規則第5号。以下「規則」という。)

第4条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録された法人又は規則第27条第1項の規定により準用する規則第4条の規定による指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録された法人をいう。

(2) 本店等 次のいずれかに該当する事業所であって、次条に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 建設業を営む業者の事業所であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている営業所のうち主たる営業所である本店又は本社

イ 建設業以外の事業を営む業者の事業所であって、総務、経理、人事等を扱う本店機能を有する本店又は本社

(3) 支店等 次のいずれかに該当する事業所であって、次条に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 建設業を営む業者の事業所であって、建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所のうち本店等以外の支店又は支社

イ 建設業以外の事業を営む業者の事業所であって、見積り、入札その他契約締結に係る実体的な行為について本店等から委任されている支店又は支社

(4) 調査員 実態調査を行う職員をいう。

(5) 実態調査 調査員に資格者の事業所を訪問させ、現場の確認、聞き取り等を行う調査をいう。

(本店等及び支店等の要件)

第3条 本店等及び支店等の要件は、次のとおりとする。

(1) 事務所が事業用の建物であることが登記事項証明書等で確認できること。

(2) 事業所を賃借している場合は、当該賃借を賃貸借契約書等で確認できること。

(3) 事業所が併用住宅である場合は、居住部分と事業用部分が完全に分離されていること。

(4) 契約印、事務用什器、通信機器(電話、ファックス等が常時不在で他店舗等に転送される場合又は取り次ぎや連絡員のみを配置している場合を除く。)、事務用機器等の事業の用に供する物品が専用で具備されていること。

(5) 事業所の所在を明らかにした看板又は表札が掲出されていること。

(6) 事業所の公共料金が当該事業所の名義で請求されていること。

(7) 事業所が社員等の自宅若しくは住居又は他の業者の事業所として兼用されていないこと。

(8) 営業に係る帳簿類、従業員の出勤簿等を備えていること。

(9) 営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

(10) 事業所の責任者(以下「責任者」という。)が配置され、常駐していること。

(11) 責任者の住所地から事業所までの距離が通勤可能な距離であること。

(12) 責任者が本店等又は他の支店等の責任者を兼務していないこと。

(13) 建設業を営む業者の事業所の場合は、次の要件に該当していること。

ア 許可標識及び建設業法第 40 条の 3 に規定する帳簿類が備え付けられていること。

イ 経營業務の管理責任者の資格要件を登記事項証明書等で確認できること。

ウ 登録工種に係る技術者(以下「技術者」という。)が配置され、常駐していること。

エ 技術者の住所地から事業所までの距離が通勤可能な距離であること。

オ 技術者が本店等又は他の支店等の技術者を兼務していないこと。

(調査票)

第 4 条 町長は、資格者が前条に掲げる要件を満たしているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、資格者に実態調査票(第 1 号様式。以下「調査票」という。)の提出を求めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 町長は、前条の規定により提出された調査票の実態を確認する必要があると認めるときは、調査員に実態調査を実施するよう命ずるものとする。

(報告)

第 6 条 調査員は、実態調査の結果を実態調査報告書(第 2 号様式。以下「報告書」という。)により町長に報告するものとする。

(改善指導等)

第 7 条 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、実態調査改善指導書(第 3 号様式。以下「改善指導書」という。)により改善指導を行うものとする。

(1) 調査票を提出しない場合

(2) 調査票に虚偽の記載をした場合

(3) 実態調査に協力しない場合

(4) 実態調査によって第3条に掲げる要件を満たしていないと判明した場合

- 2 町長は、前項の規定による改善指導を行ったときは、当該改善指導を受けた資格者に実態調査改善報告書(第4号様式。以下「改善報告書」という。)で改善状況を報告するよう求めるものとする。

(再調査)

第8条 町長は、前条第1項第4号の規定により行った改善指導に対して同条第2項の規定により改善報告書が提出された場合において、当該改善報告書の内容を確認するため必要があると認めるときは、調査員に再調査を実施するよう命ずるものとする。

- 2 前項の規定により再調査を行う場合は、第5条から前条までの規定を準用する。

(監督行政庁への通報)

第9条 町長は、資格者が建設業法その他関係法令に違反しているとき、監督行政庁に通報するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

実態調査票

年 月 日					
(宛先)寒川町長 次のとおり、関係書類を添えて報告します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     所在地                      商号・名称                      役職名                      氏名                 </div>					
事務所の概要	事務所形態	専用・兼用の区分	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 兼用	・事務所は何と兼用しているか <input type="checkbox"/> 住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他( ) ・事業用部分とその他部分は分離しているか <input type="checkbox"/> 分離 ・ <input type="checkbox"/> 非分離 ・賃貸契約書の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
		看板の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	事務用什器	専用電話( 台) FAX( 台) 事務用机・椅子( 組) パソコン( 台、うち、かながわ電子入札共同システム入札用 台) プリンタ( 台) 契約印(有・無)			
常勤の職員	職員氏名	役職	職種	雇用形態	備考

- 1 役職は、「支店長」「営業部長」等を記入し、役職のない方は未記入としてください。
- 2 職種は、「事務」、「技術」、「その他」のいずれかを記入し、「技術」と記入した場合は、備考に専門部門を、「その他」と記入した場合は、具体的な仕事内容を記入してください。
- 3 雇用形態は、「正社員」、「臨時職員」、「パートタイマー」の別を記入してください。

(添付資料)すべて添付してください。

- ・事務所の概要(上記の内容がわかる部分)がわかる写真
- ・事務所の登記事項証明書若しくは賃貸契約書
- ・法人町民税若しくは町県民税の領収書の写し(最新分)
- ・光熱水費、通話料の支払いがわかる会社名義の領収書の写し(最新分)
- ・責任者の住所がわかる書類(住民票・健康保険証の写し等)
- ・法人の登記事項証明書
- ・建設業にあっては技術者の住所がわかる書類(住民票・健康保険証の写し等)、許可標識の写し(写真可)、建設業法第40条の3に規定する帳簿類のわかる写真



# 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル

平成20年8月

寒川町

# 目 次

## 第 1 章 総論

1-1	工事請負契約書第26条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1	スライド条項の趣旨	1
1-1-2	全体スライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-2	対象工事	2
1-3	対象品目	2
1-3-1	対象品目の選定の考え方	2
1-3-2	スライド額の算定の対象とする品目	2
1-4	対象工事費の考え方	3
1-5	スライド額算定	3
1-5-1	スライド額算定の方法について	3
1-5-2	出来高部分払いを行った場合の対象数量について	5
1-6	全体スライド条項併用時の特例	5

## 第 2 章 鋼材類

2-1	対象材料	7
2-1-1	対象材料の考え方	7
2-1-2	その他市場単価の扱いなど	8
2-2	対象数量	9
2-3	受注者への確認事項	10
2-4	単価（実勢価格の算定）	12
2-4-1	変動前の価格の決定方法	12
2-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	12
2-4-3	変動後の実勢価格の決定方法	14
2-5	購入価格の評価方法	14
2-6	変動額の算定	14
2-7	計算例	15

## 第 3 章 燃料油

3-1	対象材料	16
3-2	対象数量	16
3-2-1	対象数量の考え方	16
3-2-2	対象数量の算定方法	17
3-2-3	その他	18
3-3	受注者への確認事項	18

3-4	単価（実勢価格の算定）	19
3-4-1	変動前の価格の決定方法	19
3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	19
3-4-3	変動後の実勢価格の決定方法	20
3-5	購入価格の評価方法	20
3-6	変動額の算定	21
3-7	算出例	21
3-7-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	21
3-7-2	機材運搬に係る燃料油の算出方法	22
3-7-3	直接工事費に計上される運搬費	25
3-7-4	計算事例	26

#### 第4章 請求等手続き及び提出様式

4-1	請求時期	27
4-2	協議の手続き	28
4-3	既済部分検査	28
4-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	29

（参考資料）

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	30
-----------------------	----

## 第 1 章 総論

### 1-1-1 スライド条項の趣旨

- ・ 受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。

- ・ 建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、請負契約約款第 26 条が規定されているものである。

### 1-1-2 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

- ・ 全体スライド条項は、請負契約後 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更。

- ・ 全体スライド条項は、請負契約後 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の諸経費等の変更も含む中間修正的な変更である。
- ・ 一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・ また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第 30 条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「1%」を採用したものである。なお、全体スライド条項は、1 年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を 1.5%としている。

## 1-2 対象工事

・ 現在継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。

- ・ 単品スライド条項の適用の対象となる工事は、適用開始日の時点で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。
- ・ 請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

## 1-3 対象品目

### 1-3-1 対象品目の選定の考え方

・ 対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目

- ・ 標準請負契約約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」とされており、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、他の材料との相対的な比較も含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の2つの品目を対象と選定したものである。
- ・ これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・ なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

### 1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・ 各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、鋼材類と燃料油の2品目のうち、品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象

- ・ 全国的な状況から判断して材料価格の変動が著しくかつ工事の総額に及ぼす影響が大きい鋼材類と燃料油の2品目を選定したが、これらの材料を用いる工事のすべてが単品スライド条項の適用対象となるということではない。すなわち、個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が対象工事費の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・ つまり、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適

用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。なお、この考え方は燃料油についても同様である。

#### 1-4 対象工事費の考え方

・「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことには変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、甲又は乙の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。
- ・また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

#### 1-5 スライド額算定

##### 1-5-1 スライド額算定の方法について

・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。

・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

- ・1-3により対象となった鋼材類および燃料油のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4参照）の1%を差し引いて算出する。

- ・ なお、鋼材類および燃料油の品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。
- ・ 落札率の扱いについては、通常の設計変更の際に当初設計と設計変更後との額の差額に落札率を乗じて予定価格を算出するのと全く同様である。なお、購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

$$\text{スライド額}(S) = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\% \\ (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} \quad (\text{価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額}) \\ = \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100 \\ M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} \quad (\text{価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額}) \\ = \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

- $p$  : 設計時点における各対象材料の単価  
 $p'$  : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価（搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（原則として工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）。）  
 $D$  : 各対象材料について算定した対象数量  
 $k$  : 落札率  
 $P$  : 対象工事費

## (計算例)

計算例1

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S=2,400,000-2,000,000=400,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2

(消費税込み)

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S=1,100,000+2,400,000-1,000,000=2,500,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

### 1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。
- 出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

- 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることによって概算的に数量を算出。<sup>※1</sup>

※1 : 部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額=部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

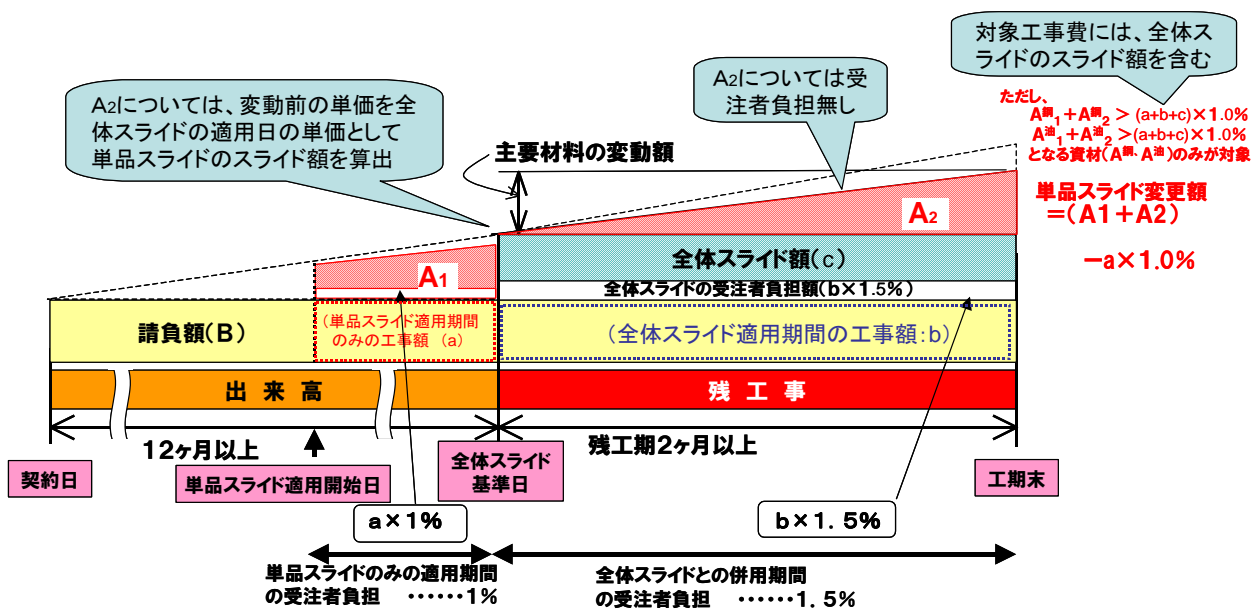
### 1-6 全体スライド条項併用時の特例

- 全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
  - 単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる
  - 単品スライド条項に係る受注者負担は求めない
- 単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費(1-4参照)には、全体スライド条項のスライド額を含む。

- 全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。



- ・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- ・さらに、1-3で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



注) 1-4のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。図中の単品スライド条項適用開始日はそれをわかりやすく表現したもので、適用施工日ではない。

## 第2章 鋼材類

### 2-1 対象材料

#### 2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属は対象としない。

- ・ 鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に上昇していることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など）の他、鉄鋼2次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など）、水道用材料、スクラップなどを対象とする。
- ・ しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）
- ・ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、対象としない。

#### 対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200(CO建込)4段	m
ライナープレート	ライナープレート(円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

## 2-1-2 その他市場単価の扱いなど

### ① 市場単価

- ・ 鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ 但し材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・ 工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・ 具体的には、下表の市場単価のうち、黄色網掛けのもの（①）は市場単価の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・ 逆に、市場単価が材料費を分離できない構成となっているもの（②）は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

### 鋼材類を含む市場単価工種（例）

工種	名称	規格	単位	取扱い
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工(太径鉄筋含む)(加工・組立)		t	①
防護柵設置工(ガードレール)	防護柵設置工(ガードレール設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	防護柵設置工(ガードレール設置工)耐雪型	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置(レール設置)		m	①
防護柵設置工(ガードパイプ)	防護柵設置工(ガードパイプ設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置(パイプ)		m	①
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	防護柵(横断・転落防止柵)設置・撤去工	設置 土中建込	m	①
		設置 フレキャストブロック建込	m	①
		設置 コンクリート建込	m	①
		設置 アンカーボルト固定	m	①
		設置 根巻きコンクリート設置	m	②
部材設置・撤去工(ヒーム・パネル)	設置	m	①	
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵(支柱設置工)		本	②
	落石防護柵(ロープ・金網設置工(間隔保持材付))		m	②
	耐雪型落石防護柵(ロープ・金網設置工(上弦材付))		m	②
	ステーロープ設置		本	②
防護柵設置工(落石防止網)	金網・ロープ設置		m2	②
	アンカー設置		箇所	②
	支柱(ホケット式)設置		箇所	②
吹付砕工	吹付砕工		m	②
	ラス張工		m2	②
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①
道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)		基	②
	標識柱設置(片持式)		基	①
	標識柱設置(門型式)		基	①
	標識板設置(案内標識(路線番号除く))		m2	②
	標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)		m2	①
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム・照明柱、既設標識柱	基	②
		歩道橋	基	①
排水構造物工	蓋版		枚	①
鉄筋挿入工(ロックボルト工)	鉄筋挿入工		m	①
	鉄筋挿入の仮設足場工		空m3	②

注) ①：市場単価に材料費が含まれていない工種

②：市場単価に材料費が含まれている工種

## ②賃料・損料等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

## 2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、甲の設計数量を対象数量とすることができる。

### ①設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。

### 証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：請負者から証明された数量

- ・このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

## ②数量総括表に一式で計上されている仮設工など

- ・数量総括表に一式で計上されている任意仮設については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。

## ③その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

## 2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）

- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ なお、任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ・ また、鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

（納品書の例）

**納 品 書**

00002718

33606  
 株式会社 〇〇建設株式会社  
 〒〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
 発行年月日 〇〇年〇〇月〇〇日  
 納品場所 〇〇〇〇〇〇

注文書番号 119891 TEL FAX 〇〇〇〇〇〇

日	月	コード	品名	規格	長さ	目数	重量	単価	金額
06	13	1338	SD345	D 38	4.50	11	0.564		
06	13	1338			6.00	16	0.859		
06	13	1338			7.00	18	3.006		
06	13	1338			7.50	4	0.268		
06	13	1338			8.50	60	4.566		
06	13	1338			9.00	36	2.902		
06	13	1338			10.00	12	1.074		
06	13	1338			10.50	116	10.904		
06	13	1338			12.00	116	12.412		
合計							36.564		

工事名 〇〇〇〇〇〇 橋下掘工事 A1橋台

(請求書の例)

請 求 書									
33605		建設部		殿		0000713			
22		6		年月日		〒		株式会社	
送り先		〒		〒		〒		〒	
注文番号 019891		支払方法 7/30 30%		日取金 70% 125		日手形		TEL FAX	
月日	品名	規格	長さ	数量	単価	金額			
05/19	SD345	D 13	6.50	52	0.336	71.000	23,856		
05/19			10.00	24	0.229	71.000	16,259		
			合計		0.565		40,115		
工事名		橋下部工事 A1橋台							
及送り先									

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・ 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。
- ・ 設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。
- ・ なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

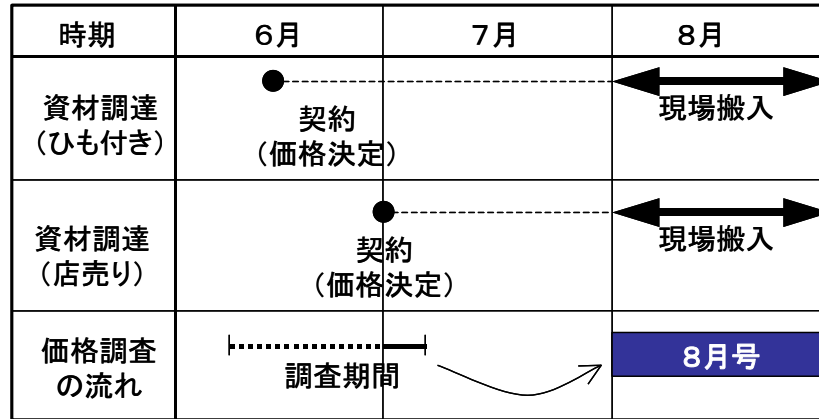
- ・ 価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格。
- ・ 物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・ 鋼材類の販売形態は、「店売り」といわゆる「ひも付き」に区分され、それぞれ

毎に物価資料等に掲載されている。

- ・ ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・ 一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。



## ②特別調査や見積り等による場合

- ・ 当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

## 鋼材類の価格決定

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	土木工事資材等単価表(物価資料掲載分)による場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	
3	特別調査(定期調査・臨時調査)による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。  実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較(アップ率)や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。
4	見積りによる場合	



### 2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・ 月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

- ・ 価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・ このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

### 2-5 購入価格の評価方法

- ・ 対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・ 購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額 × 対象数量 ÷ 購入数量。

- ・ 鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

### 2-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) \\ M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} &(\text{価格変動前の鋼材類の金額}) \\ &= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \\ M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} &(\text{価格変動後の鋼材類の金額}) \\ &= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

$p$  : 設計時点における各対象材料の単価

$p'$  : 搬入時点における各対象材料の実勢単価

- D : 各対象材料について算定した対象数量  
 k : 落札率  
 P : 対象工事費

## 2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000
設計図書の数量(t)	100

	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
搬入又は購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入または購入時の数量(t)	20	30	50

○ 価格変動前の金額 :  $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= 70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 6,982,500$$

○ 価格変動後の金額 :  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= \left[ \frac{74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50}{20 + 30 + 50} \right] \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 7,950,075$$

○ 実購入額 = { 実際の購入金額 × 対象数量 } × 105 / 100

$$= (71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.05 = 7,948,500$$

(※落札率を乗じない)

※この場合は、価格変動後の金額  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$  は、実購入額を採用

○ 変動額  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = 7,948,500 - 6,982,500 = 966,000$

## 第3章 燃料油

### 3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

### 3-2 対象数量

#### 3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量（V）を基本とする。  
・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

#### ①発注者の設計数量（V）にカウントされている数量（発注者の設計数量（V）内）

・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。

#### ②発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量（発注者の設計数量（V）外）

・現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む））の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量（V）に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の設計数量（V）内

①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類

○発注者の設計数量（V）外

②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類

③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

### 3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量}(V)$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

但し、 $[V1 + V2 \leq \text{設計数量}(V)]$ の範囲内の数量とする。

○設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）

・3-7「資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。

ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

### 3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

### 3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

#### ①発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・尚、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、概算数量計算書 [様式-3-1]

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものであることに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、概算数量計算書を提出して貰うことでよい。

#### ②発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C・As合材等）の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

#### ③発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-3]

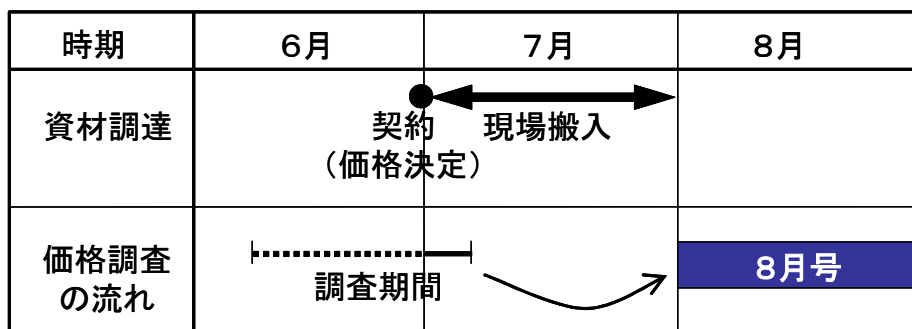
### 3-4 単価（実勢価格の算定）

#### 3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・ 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。
- ・ 設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

#### 3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・ 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、原則として対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。
- ・ 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（原則として工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）
- ・ 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。



- ・ 購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の設計数量外 (V3)	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出 により、証明さ れた数量	対象数量①の (V1)  ※実際の証明数量が 設計数量以上の場合 : V1=V	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と 実勢価格による 加重平均とする
やむを得ない理 由により証明書 類が提出されな い数量	対象数量①の (V2) V2=V-V1  ※ 実際の証明数量が設 計数量以上の場合 : V2=0	X	原則として契約の翌 月から工期末の前々 月までの実勢価格の 平均とする。

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・設計数量内の証明された対象数量 (V1) 及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量 (V3) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量 (V1およびV3) 以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。

・証明されなかった数量 (V2) については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格 (原則として契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格) にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは

言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

### 3-6 変動額の算定

・ 1-5 の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\text{変動額} = (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}})$$

$M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ （価格変動前の燃料油の金額）

$$\begin{aligned} &= \text{設計時点の実勢価格（消費税込）} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ （価格変動後の燃料油の金額）

$$\begin{aligned} &= \text{変動後の実勢価格（消費税込）} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費

### 3-7 算出例

3-2-2 に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3 は実際の購入数量とする。

#### 3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・ 各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・ 資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

( ) の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q : 燃料油数量 (ℓ)

L : 運搬距離 (km) ※片道 【プラント及び工場等から現場までの距離】

S : 規制速度 (km/h) 【原則40km/hとする】

P : 運搬機械の機関出力 (kw) 【建設機械等損料算定表 参照】

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ / kw-h) 【土木工事標準積算基準書 I-6-②-1 参照】

N<sub>1</sub> : 運搬車 1 台当り資材数量 (単位) 【積載量 ÷ 資材単位体積当たり重量】



N : 搬入数量 (単位)

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材 : 再生骨材 (40mm級) 現場着価

運搬機械 : 10t ダンプトラック

L : 運搬距離 (km) ※片道

S : 規制速度 (km/h)

P : 運搬機械の機関出力 (kw)

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)

N1 : 運搬車1台当り資材数量 (m3)

N : 搬入数量 (m3)

5	km
40	km /h
246	kw
0.050	ℓ /kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q = 5 \div 40 \times (246 \times 0.05) \div 4.6 \times 5,000 = 1,630 \text{ ℓ}$$

### 3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

#### ① 共通仮設費に計上される運搬費

○共通仮設費率に含まれる運搬費 . . . . . 単品スライド条項対象

○積上げ項目による運搬費 . . . . . 単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

◇運搬費等の率(労務費・クレーン運転費の〇〇%)より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。  
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q : 燃料油数量 (ℓ)

L : 運搬距離 (km) ※片道 (往復)

【各事務所から現場までの距離 (横浜市、川崎市においては最長10km)】

S : 輸送速度 30 (km/h)

【土木工事標準積算基準書 I-2-②-12準用】

P : 運搬機械の機関出力 (kw)

【建設機械等損料算定表 参照】

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)

【土木工事標準積算基準書 I-6-②-1 参照】

N : 搬入搬出 (回)

【搬入搬出回数】

運搬車両台数 (台)

【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各事務所とする。

【計算例】

建設機械 : バックホウ 0.8m<sup>3</sup> (運搬機械 : 20t 積トレーラ)

L : 運搬距離 (km) ※片道

10	km
----	----

S : 輸送速度 30 (km/h)

30	km/h
----	------

P : 運搬機械の機関出力 (kw)

235	kw
-----	----

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)

0.075	ℓ /kw-h
-------	---------

N : 搬入搬出 2 (回)

2	回
---	---

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

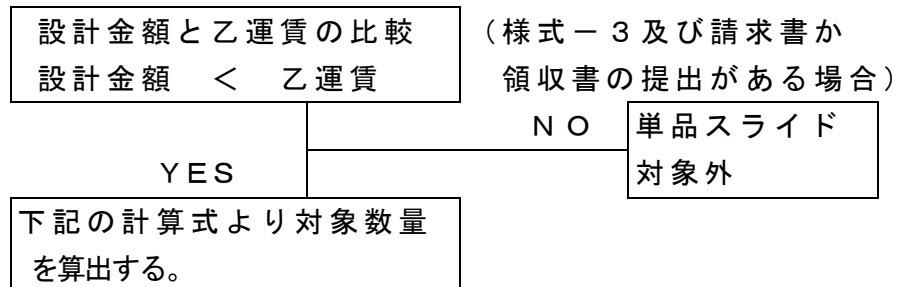
$$Q = 10 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 12 \ell$$

③ 積上げ項目による運搬費

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

2) 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板等) の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械 : 路面切削機 (運搬機械 : 30t 積トレーラ)

L : 運搬距離 (km) ※片道  
 S : 輸送速度 30 (km/h)  
 P : 運搬機械の機関出力 (kw)  
 K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)  
 N : 搬入搬出 2 (回)

10	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ /kw-h
2	回

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 10 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 12 \text{ ℓ}$$

【計算例】

仮設材 : H形鋼 (運搬機械 : 20t積トレーラ)

L : 運搬距離 (km) ※片道  
 S : 輸送速度 30 (km/h)  
 P : 運搬機械の機関出力 (kw)  
 K : 時間当りの燃料消費率 (?/kw-h)  
 N : 台数 5 (台) × 2 (搬入搬出)

10	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ /kw-h
10	台

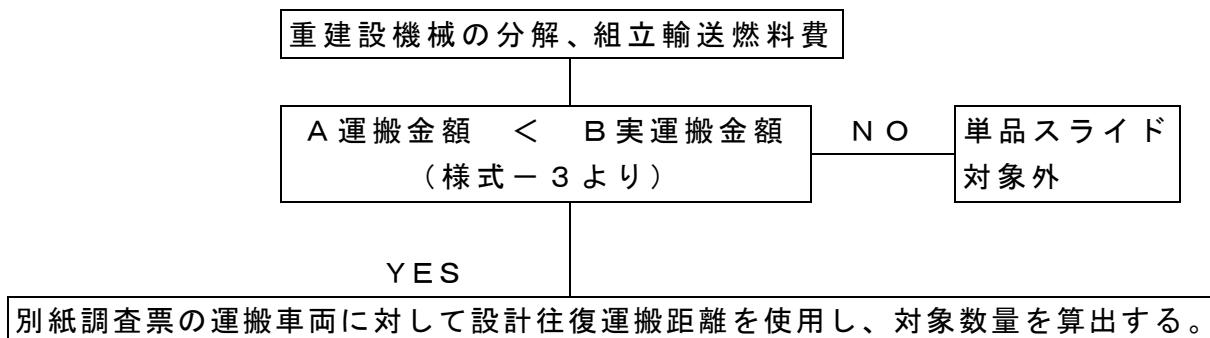
$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 10 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 60 \text{ ℓ}$$

④ 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬金額 = (労務歩掛 (特殊作業員) + クレーン運転歩掛) × 運転費率  
 詳細は、土木工事標準積算基準書 (共通編) I-2-②-20

### 【計算例】

◇重建設機械の分解、組立（ブルドーザ21t級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ20t・トラック4t）

L：運搬距離（km）※往復	20	km
S：輸送速度 30（km/h）	30	km/h
P：運搬機械の機関出力（kw）	235	kw（セミトレーラ20t）
	137	kw（トラック4t）
K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.075	ℓ/kw-h（セミトレーラ）
	0.05	ℓ/kw-h（トラック）
N：運搬車両台数（台）	1	台

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 20 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 20 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 17 \text{ ℓ}$$

### 3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

#### ①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式（ $Y=15.68X+5,330$ ）

Y：輸送単価（円／t） X：運搬距離（km）

※運搬距離は県庁から現場までの距離とする。

・上記の式より積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

#### ②支給品及び現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。（歩掛積算）

### 3-7-4 計算事例

#### 【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

軽油	既済払済み数量(7,000L)			購入数量(証明済み)						購入数量(未証明)	購入数量合計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			計
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-	1,000			1,500	500		3,000	-	3,000
② 乙 購入価格 (税込み)	90	90	100	90	100	100	100	110	100	95	95	95
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格: 税抜き)	80	90	90	90	90	100	110	120	110	95	95	95
乙 購入金額 ① × ②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000
乙 購入金額 ①' × ②				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	-	295,000
甲 実勢金額 (①+①') × ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000
甲 スライド単価 p'	p' = Σ(購入数量 × 実勢価格) ÷ 購入数量 = 5,890,000 ÷ (55,000 + 3,000) = 102											

「現場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量」について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購入価格の加重平均による値を【② 乙 購入価格】とすること。

① : 未証明の購入数量 (現場内建設機械に係る数量)  
②③ : 契約月の翌月~工事末の前々月の実勢価格の平均値 (計算例の場合は、2月~7月の実勢価格の平均値)とし、甲・乙とも同単価を計上すること。

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 55,000 L  
対象数量(運用マニュアルと購入数量の小さい方) = 3,000 L

本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 = 対象数量】のため、乙の購入金額を採用 ⇒ 5,475,000  
本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 = 対象数量】のため、乙の購入金額を採用 ⇒ 295,000  
= 5,770,000

① : 証明済みの各月の購入数量 (現場内建設機械に係る数量)  
①' : 証明済みの各月の購入数量 (資機材運搬に係る数量)  
② : 当該数量を購入した際の購入価格  
③ : 購入月の実勢価格 (翌月の「物価資料等」の価格)

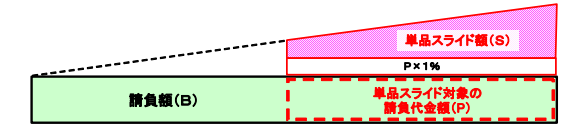
ガソリン	既済払済み数量(1,400L)			購入数量(証明済み)						購入数量(未証明)	購入数量小計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			計
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-		500	1,000	500			2,000	-	2,000
② 乙 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180			
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格: 税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170			
乙 購入金額 ① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
乙 購入金額 ①' × ②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	-	280,000
甲 実勢金額 (①+①') × ③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
甲 スライド単価 p'	p' = Σ(購入数量 × 実勢価格) ÷ 購入数量 = 1,670,000 ÷ (10,000 + 2,000) = 139											

「購入数量(証明済み)」の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量(未証明)」については計上出来ない。  
(証明済み+未証明) ≤ 設計数量

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 8,000 L  
対象数量(運用マニュアルと購入数量の小さい方) = 1,000 L

本省通達 2. スライド額の算定 (3)の②より  
【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
(8,000/10,000) × 1,414,000 = 1,131,200  
本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
(1,000/2,000) × 280,000 = 140,000  
= 1,271,200

既済(単品スライド対象外) ← 未払い(単品スライド対象の請負代金額 = P)



【単品スライド説明図】

#### 【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000円 (税込み)	※部分払いの対象となつた出来形部分に相当する請負代金額相当額を除く
落札率	k	90%	
当初設計単価	p	軽油 : 80円、ガソリン : 110円	
甲 スライド単価	p'	軽油 : 102円、ガソリン : 139円	
M変更・油(甲)		[102 × (55,000 + 3,000) + 139 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 6,772,815	
M変更・油(乙)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200	
M当初・油(甲)		[80 × (55,000 + 3,000) + 110 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 5,320,350	
変動額 油		6,772,815 - 5,320,350 = 1,452,465	
単品スライド額	S	1,452,465 - 50,000,000 × 1% = 952,465	

M変更・油(甲)とM変更・油(乙)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。

← 単品スライド対象の請負代金額(P)に対して、1%以上の変動あり  
← S = 変動額 油 - P × 1%

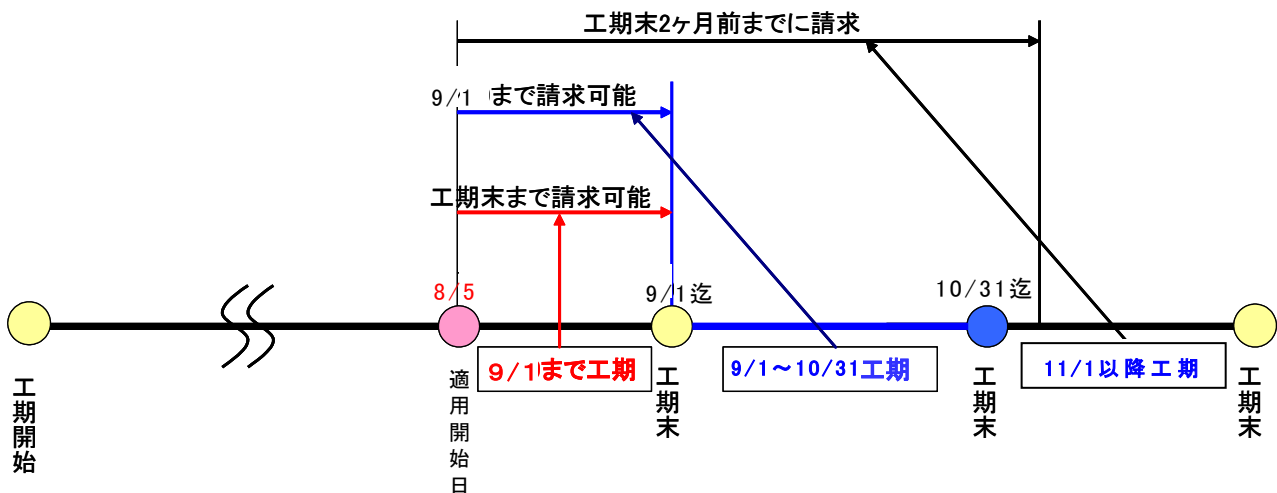
「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、合計額に対して足切り1%のチェックを行う点に注意!!

## 第4章 請求等手続き及び提出様式

### 4-1 請求時期

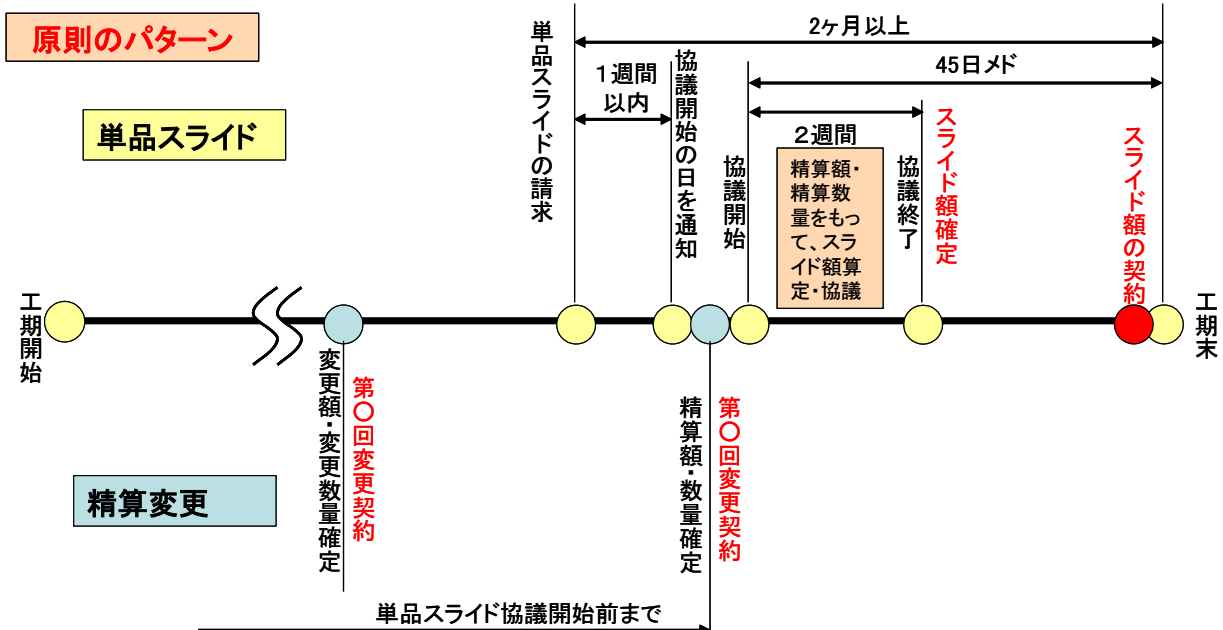
- ・ 工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・ 周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成20年10月31日以前の工事は、工期内であれば平成20年9月1日まで請求を行う。

- ・ 単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、適用開始後の周知期間等も必要であることを考慮し、8/5現在工事中で、工期末が10/31以前の工事は、工期内であれば9/1まで請求することができることとする。
- ・ 協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、甲乙協議の上、適切に措置する必要がある。



#### 4-2 協議の手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。（原則）
- ・その後、甲乙協議の上でスライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や主管課とも十分調整の上実施すること。

#### 4-3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・平成20年8月5日以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。（様式-6）
- ・また、発注者は既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式6-1）
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

#### 4-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

- ・平成20年8月5日以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。
- ・指定部分の工期が10月31日以前のものについては、4-1と同様に扱う。



# 単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式

